

農林水産省



番号	制度名
農林水産省	
農水01	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定農産加工品生産設備の特別償却制度（特定農産加工業経営改善臨時措置法）</li> <li>・ 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の延長</li> </ul>
農水02	農協改革等に伴う税制上の措置
農水03	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（卸売市場）
農水04	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）
農水05	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（森林法等）
農水06	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（漁業権等）
農水07	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（海岸法等）
農水08	保険会社等の異常危険準備金（農業協同組合連合会）
農水09	保険会社等の異常危険準備金（全国森林組合連合会）
農水10	保険会社等の異常危険準備金（共済水産業協同組合連合会）
農水11	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（卸売市場）
農水12	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（農振法）
農水13	収用換地等の場合の所得の特別控除（土地改良事業）
農水14	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（森林法等）
農水15	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（漁業権等）
農水16	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（海岸法等）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	・特定農産加工品生産設備の特別償却制度（特定農産加工業経営改善臨時措置法） ・特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の延長	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、事業所税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。  
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ① 達成目標  
達成目標（特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ② 過去の適用数等  
過去の適用額が把握されていない。  
過去の適用額（平成24年度及び25年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ③ 僅少・偏りの状況  
過去の適用数等（法人税及び事業所税）が想定外に僅少でないことについて、前回評価時の将来推計等と比較した上で説明されていない。
- ④ 将来の適用数等  
将来の適用額（法人税）について、特定農産加工業者が見込んでいる特別償却額153,561千円と算定されているが、租特透明化法に基づき把握される適用額（平成25年度）916千円と比較して過大な見込みである。
- ⑤ 過去の減収額  
過去の減収額（平成24年度及び25年度の事業所税）について、「総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を基に1/4を乗じて試算」と算定されているが、1/4を乗じる必要はないため、算定に誤りがある。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況  
過去の効果・達成目標の実現状況について、「20～21年度に承認を受けて5年後に売上高又は経常利益のいずれかが増えた企業割合を見ると過半数の事業者で達成している状況であった」と説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況  
将来の効果・達成目標の実現状況について、「特定農産加工業者が経営改善計画に取り組み、具体的には高付加価値型の商品の生産や、製造コストを低減するための設備投資を行うことで、各特定農産加工業者の売上高又は経常利益が増えることが見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果  
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

## ⑩ 将来の税収減是認効果

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

## 点検過程で新たに示された補足説明

## ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中8③&lt;&lt;租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況&gt;&gt;欄の補足説明）

特定農産加工業者が経営改善計画に今後取り組むことに対する予測としては、これまでの実績等の傾向を勘案して平成28年及び29年で各年30件程度を見込んでいるところである。

特定農産加工業者が経営改善計画に取り組み、具体的には高付加価値型の商品の生産や、製造コストを低減するための設備投資を行うことで、各特定農産加工業者の売上高又は経常利益が増えることが見込まれる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定農産加工品生産設備の特別償却制度（特定農産加工業経営改善臨時措置法）（国税3）（法人税：義）</li> <li>・特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の延長（地方税15）（事業所税：外）</li> </ul>
2	要望の内容	<p>特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定に基づき、特定農産加工業者が経営改善計画に従い取得価額が340万円以上の機械及び装置を取得又は製作して、事業の用に供した場合、機械等の取得価額の30%の特別償却を認める措置についての2年延長並びに特定農産加工業者等が経営改善計画に従って実施する経営改善措置に係る農産加工品の生産の用に供する施設の事業所に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、1/4に相当する面積を控除する特例措置についての2年延長。</p>
3	担当部局	食料産業局食品製造卸売課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>国税</p> <p>平成元年 創設 平成3年 延長 平成5年 延長 平成6年 延長（法延長に伴う適用期限の9月延長） 平成7年 延長 平成9年 延長 機械・装置の取得価格基準の見直し（240→280万） 平成11年 延長 機械・装置のリース総額基準の見直し（320→370万） 平成13年 延長 平成15年 延長 平成17年 延長 平成19年 延長 平成21年 延長 平成23年 延長（つなぎ法案により1年延長） 税額控除の廃止 機械・装置の取得価格基準の見し（280→340万） 平成24年 延長 平成26年 延長</p> <p>地方税</p> <p>平成元年 創設 平成6年 延長 平成8年 延長 平成10年 延長（法延長に伴う適用期限の1年延長） 平成11年 延長</p>

		<p>平成13年 延長 平成15年 延長 平成16年 延長 控除割合を1/2から1/3に縮減 平成18年 延長 控除割合を1/3から1/4に縮減 平成20年 延長（法延長に伴う適用期限の1年延長） 平成21年 延長 従業者割の廃止 平成23年 延長 平成25年 延長（法延長に伴う適用期限の1年3月延長） 平成26年 延長（法延長に伴う適用期限の2年延長）</p>
6	適用又は延長期間	平成30年3月31日まで
7	必要性等	<p>①：政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づいた支援を行うことで、関税引き下げ等により経営環境の悪化する特定農産加工業者の経営改善を促進し、農業者及び農産加工業者の健全な発展を図る事を目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年7月1日法律第65号）農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業者の経営改善を促進するための金融・税制上の支援措置を講ずること、農産加工業の健全な発展を図る。</p> <p>②：政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標] ・食料の安定供給の確保 ・農村の振興</p> <p>[政策分野] ・生産・加工・流通過程を通じた価値の創出による需要の開拓 ・多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出</p> <p>③：達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。</p> <p>なお、EPA/FTA等経済連携協定に向けた交渉が継続していること、農産加工品の輸入量が増加し、輸入品のシェアが高水準にある状況にあり、特定農産加工業者にとって厳しい状況が続いている。</p> <p>特定農産加工業者に対する国境措置の影響を緩和し経営改善を図っていくことが本法の目的であり、租税特別措置等の達成目標値及び達成時期を法目的以上に一義的に設定することは困難な状況である。</p> <p>一方、都道府県における経営改善計画の承認にあたっては、売上高又は経常利益について年平均1パーセントを上回ることを基準にすることとしている。こうしたことで、企業の財務体質を改善・強化し、新たな設備投資等を可能とし、結果として経営基盤の強化、原料受入量の増加等による地域農業の健全な発展に繋がることを目標としている。</p>

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置を受けた特定農産加工業者の売上高又は経常利益が増えること。 特定農産加工業者に対する国境措置の影響を緩和し経営改善を図っていくことが本法の目的であり、租税特別措置等の達成目標値及び達成時期を法目的以上に一義的に設定することは困難な状況である。 一方、都道府県における経営改善計画の承認にあたっては、売上高又は経常利益について年平均1パーセントを上回ることを基準にすることとしている。こうしたことで、企業の財務体質を改善・強化し、新たな設備投資等を可能とし、結果として経営基盤の強化、原料受入量の増加等による地域農業の健全な発展に繋がることを目標としている。</p>																																										
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置を受けた特定農産加工業者が、経営改善計画に基づく取り組みを行い、設備投資を行うことで売上高や経常利益が前年度を上回ることにより、特定農産加工業者の経営基盤の強化及び地域農業の健全な発展が図られることとなる。</p>																																										
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>&lt;国税の適用実績&gt; 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき経営改善計画の認定を受けた特定農産加工業者は25事業者であり、このうちの約1割（2件）が活用している。 なお、将来推計値は、H27年6月に実施した都道府県を経由した調査結果による。</p> <table border="1"> <tr><td>適用年度</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr> <tr><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>見込</td><td>見込</td><td>見込</td></tr> <tr><td>適用件数</td><td>-</td><td>2件</td><td>1件</td><td>5件</td><td>5件</td><td>5件</td></tr> </table> <p>算定根拠：別添参照</p> <p>&lt;地方税の適用実績&gt; 適用件数の所期の想定として、H27年度以降は各年度17件と見込んでいるところであり、H24年度25件、H25年度15件、H26年度11件と比較して想定外に僅少ではなく、適用者の業種にも偏りがことから適用に偏りはない。なお、総務省による「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の適用実績に基づく減収額はH24年度、H25年度ともに18百万円と試算されるが、農林水産省調査の実績では、H24年度20百万円、H25年度14百万円となっており、若干の差がみられるもののH27年6月に実施した都道府県を経由した調査結果を使用し、過去3カ年の平均を将来推計値とした。</p> <p>算定根拠：別紙参照</p> <table border="1"> <tr><td>適用年度</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr> <tr><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>見込</td><td>見込</td><td>見込</td></tr> <tr><td>適用件数</td><td>25件</td><td>15件</td><td>11件</td><td>17件</td><td>17件</td><td>17件</td></tr> </table>	適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	適用件数	-	2件	1件	5件	5件	5件	適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	適用件数	25件	15件	11件	17件	17件	17件
適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																						
実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込																																						
適用件数	-	2件	1件	5件	5件	5件																																						
適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																						
実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込																																						
適用件数	25件	15件	11件	17件	17件	17件																																						

		<p>&lt;年度別経営改善計画の承認件数&gt; 算定根拠：別添参照</p> <table border="1"> <tr><td>適用年度</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr> <tr><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>見込</td><td>見込</td><td>見込</td></tr> <tr><td>適用件数</td><td>33件</td><td>25件</td><td>25件</td><td>26件</td><td>26件</td><td>26件</td></tr> </table>	適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	適用件数	33件	25件	25件	26件	26件	26件																					
適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																						
実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込																																						
適用件数	33件	25件	25件	26件	26件	26件																																						
	② 減収額	<p>&lt;国税の適用実績&gt; (単位：百万円) 算定根拠：別添参照</p> <table border="1"> <tr><td>適用年度</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr> <tr><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>見込</td><td>見込</td><td>見込</td></tr> <tr><td>減収額</td><td>-</td><td>0</td><td>2</td><td>37</td><td>37</td><td>37</td></tr> </table> <p>&lt;地方税の適用実績&gt; (単位：百万円) 算定根拠：別添参照</p> <table border="1"> <tr><td>適用年度</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td></tr> <tr><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>実績</td><td>見込</td><td>見込</td><td>見込</td></tr> <tr><td>減収額</td><td>18</td><td>18</td><td>7</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td></tr> </table>	適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	減収額	-	0	2	37	37	37	適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	減収額	18	18	7	15	15	15
適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																						
実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込																																						
減収額	-	0	2	37	37	37																																						
適用年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29																																						
実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込																																						
減収額	18	18	7	15	15	15																																						
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成24～29年度） 本特例措置により、特定農産加工業者の経営改善に一定の効果を上げてきたものの、過去14カ国に及ぶFTA/EPA協定の締結による国境措置の撤廃等により、同業者は大きな影響を受け続けており、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図るとする目標は未だ達成していない。 また、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づいて特定農産加工業者が経営改善計画に今後取り組むことに対する予測としては、これまでの実績等の傾向を勘案して平成28年及び平成29年で各年26件程度を見込んでいるところである。また、これに対応する国税の特別償却制度についての適用見込み件数は平成28年及び平成29年で各年5件、地方税の適用見込み件数は各年17件と見込んでいるところである。 特定農産加工業者が経営改善計画に取り組むことで、具体的には高付加価値型の商品の生産や、製造コストを低減するための設備投資に取り組むことで、各特定農産加工業者の売上高又は経常利益が増えることが見込まれ、特定農産加工業は農家が生産する農産物の販売先として重要な存在となっており、特定農産加工業が存続することで、国際農産物の需要先が確保されることとなり、農業をはじめとして地域経済の維持・発展が図られることとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成20～21年度） 前回の要望時において、「特定農産加工業の経営改善を促進し、農産加工業及び地域農業の健全な発展を図る。」を達成目標としており、本特例措置により、高付加価値商品の製造に必要な設備が導入される等、特定農産加工業者の経営改善に一定の成果を上げてきたところ。</p>																																										

		<p>特定農産加工業経営改善措置法により、特定農産加工業者は経営改善措置に関する計画を作成し、都道府県知事の承認を受けて税制・金融支援措置を受けることができる。特定農産加工業者は、計画の作成に際して新商品・新技術の研究開発、事業の転換、事業の合理化等の内容を盛り込み、輸入競合品と対抗しつつ、製造する農産加工品の付加価値を高めたり、製造コストを削減したりして事業の経営基盤を強化することを目指している。</p> <p>近年、農産加工業をめぐる情勢は厳しく、食品製造業の生産指数は減少傾向で推移している。このような中で、特定農産加工業者が経営改善計画（概ね5年間）に基づく取組を進め、徐々に経営改善の効果が現れてくることとなる。実際に、20年度～21年度に特定農産加工法に基づく経営改善措置に取組んだ事業者61件のうち、5年後となる24年度～25年度に売上高又は経常利益のいずれかが増えた企業割合は過半数を超えている。</p> <p>このように、経営改善計画の認定を受けて事業実施に取り組んだ事業者については、着実に取組効果が現れているところである。</p> <p>一方、特定農産加工業全体については、国境措置の変更等により農産加工品の輸入量が増大し、輸入品のシェアが増加してきており、特定農産加工業者は依然として厳しい状況に置かれているため、本特例措置を引き続き実施する必要がある。</p> <p>【分析結果】</p> <p>特定農産加工業者が、経営改善計画に基づく取り組みを行う中で、徐々に経営改善の効果が現れてくると考えられる。そこで20～21年度に承認を受けて5年後に売上高又は経常利益のいずれかが増えた企業割合を見ると過半数の事業者で達成している状況であった（日本政策金融公庫調べ）。</p> <p>&lt;参考：食品産業動態調査 食品製造業の生産動向より&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品製造業生産指数</td> <td>100.0</td> <td>99.6</td> <td>101.7</td> <td>102.3</td> <td>102.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>一方、同時期の食品製造業（総合）の生産指数（平成22年を100とした指数で生産額を基準として作成）を見ると、平成26年の食品製造業の生産指数は102.9となっており、近年右肩上がりの状況が続いている。</p> <p>そのような中、売上高又は経常利益のいずれかが増える実績を過半数の事業者が残しているとともに、売上高又は経常利益のいずれかについて、5%以上伸びている企業が半数以上いることは着実に経営改善の効果が図れているものと評価できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成28年4月～平成30年3月）</p> <p>本特例措置が廃止された場合、特定農産加工業者の経営改善への取り組みが誘導できなくなるため、関税引き下げ等の影響を受けている特定農産加工業者の経営状況が益々悪化するとともに、生産した農産物の販売先を失う農家等地域農業や地域経済に大きな影響を及ぼす。</p>		H22	H23	H24	H25	H26	食品製造業生産指数	100.0	99.6	101.7	102.3	102.9
	H22	H23	H24	H25	H26									
食品製造業生産指数	100.0	99.6	101.7	102.3	102.9									

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成24～29年度）</p> <p>特定農産加工業を取り巻く情勢については、既に発効又は妥結しているEPA/FTAにおいて、今後、農産加工品も含めた関税削減等の国境措置の変更が段階的に実施されることとなっており、今後も影響が出ることが懸念される状況である。</p> <p>さらに、EPA/FTA等経済連携協定に向けた交渉等が継続しており、特定農産加工業者にとり厳しさを増している状況にある。</p> <p>また、これまでの国境措置の変更を受けた農産加工品については、輸入量が依然として増加し輸入品のシェアが高水準にある状況にある。こうした状況にあつて、特定農産加工業者に対する国境措置の影響をできるだけ緩和しその経営改善を図っていくことは、将来的にも大変重要なことと位置づけられる。</p> <p>一方、特定農産加工業者は経営改善措置のための取組を行い、付加価値を高めたり、製造コストを削減するための設備投資を実施する。この経済波及効果は、減税額を大幅に上回る効果が出ている状況である。</p> <p>また、特定農産加工業は農家が生産する農産物の販売先として大変貴重な存在となっており、特定農産加工業が存続することで、国内農産物の需要先が確保されることとなり、農業をはじめとして地域経済の維持が図られることとなる。</p> <p>本特例措置は、経営状況に大きな影響を受けている事業者の負担を減らし、経営改善を行う特定農産加工業者の投資を促進するためのものである。地域の基幹産業である特定農産加工業の経営が改善されることで、当該事業者の売上増加や地域の雇用促進に資するとともに、原料受入量の維持・増加により、地域の農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展への貢献が見込まれる。</p> <p>&lt;経済波及効果の試算&gt;</p> <p>本特例措置（特別償却）を受けて導入した機械及び装置に対する投資の経済波及効果を試算すると以下の表のとおりであるが、H24～H26年度では、774百万円の投資に対し1,276百万円、H28年度は364百万円の投資に対し、599百万円の経済効果があると試算される。また、減税額37百万円に対し経済波及効果は61百万円と試算される。このため、本特例措置には国税の税収減を是認できる効果がある。</p> <p>&lt;国税（特別償却）利用の設備投資額について&gt;</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>H24 実績</th> <th>H25 実績</th> <th>H26 実績</th> <th>H27 見込</th> <th>H28 見込</th> <th>H29 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td> <td>442</td> <td>286</td> <td>46</td> <td>364</td> <td>364</td> <td>364</td> </tr> <tr> <td>減税額 (国税)</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>(減税分) 経済波及効果</td> <td>729</td> <td>471</td> <td>(3)</td> <td>(61)</td> <td>(61)</td> <td>(61)</td> </tr> </tbody> </table>	適用年度	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 見込	H28 見込	H29 見込	投資額	442	286	46	364	364	364	減税額 (国税)	-	0	2	37	37	37	(減税分) 経済波及効果	729	471	(3)	(61)	(61)	(61)
適用年度	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 見込	H28 見込	H29 見込																								
投資額	442	286	46	364	364	364																								
減税額 (国税)	-	0	2	37	37	37																								
(減税分) 経済波及効果	729	471	(3)	(61)	(61)	(61)																								

		<p>また、特定農産加工業者が設備投資を行った投資額（特別償却の適用如何に関わらず投資額全体（都道府県を通じて行った調査での事業者より回答があった金額の集計）で経済波及効果を試算すると以下の表のとおりであるが、H24～H26年では、12,659百万円の投資に対し20,847百万円、H28年は、2,071百万円の投資に対し、3,410百万円の経済波及効果があると試算される。また、H24～H26年の減税額43百万円に対する経済波及効果は、72百万円、H28年の減税額15百万円に対する経済波及効果は25百万円と試算される。このため、設備投資による波及効果が減税額を大幅に上回るため、本特例措置には地方税の税収減を是認できる効果がある。</p> <p>&lt;設備投資額について&gt;</p> <p style="text-align: center;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>H24 実績</th> <th>H25 実績</th> <th>H26 実績</th> <th>H27 見込</th> <th>H28 見込</th> <th>H29 見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td> <td>8,518</td> <td>1,498</td> <td>2,643</td> <td>2,071</td> <td>2,071</td> <td>2,071</td> </tr> <tr> <td>減税額 (地方税)</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>7</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>(減税分)</td> <td>(30)</td> <td>(30)</td> <td>(12)</td> <td>(25)</td> <td>(25)</td> <td>(25)</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>14,028</td> <td>2,467</td> <td>4,352</td> <td>3,410</td> <td>3,410</td> <td>3,410</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 最初の表の「投資額（特別償却利用）」は、特別償却の対象となった資産の取得額。次の表の「投資額」は、特別償却の適用如何に関わらない設備投資額全体。いずれも都道府県を通じた調査での事業者から回答があった金額の集計。</p> <p>※ 経済波及効果の計算方法として、「平成23年産業連関表（総合大分類36部門）」を使用</p>	適用年度	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 見込	H28 見込	H29 見込	投資額	8,518	1,498	2,643	2,071	2,071	2,071	減税額 (地方税)	18	18	7	15	15	15	(減税分)	(30)	(30)	(12)	(25)	(25)	(25)	経済波及効果	14,028	2,467	4,352	3,410	3,410	3,410
適用年度	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 見込	H28 見込	H29 見込																															
投資額	8,518	1,498	2,643	2,071	2,071	2,071																															
減税額 (地方税)	18	18	7	15	15	15																															
(減税分)	(30)	(30)	(12)	(25)	(25)	(25)																															
経済波及効果	14,028	2,467	4,352	3,410	3,410	3,410																															
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>特定農産加工業者は、EPAなど経済連携協定等の国境措置の変更により輸入競合品の増加等厳しい環境に置かれている。</p> <p>特定農産加工業者が安価な輸入競合品に対抗していくためには、差別化を図り付加価値を高めていく方法や、製造コストを低減するなど競争力を高めていくことが必要である。</p> <p>このため、設備投資の原資調達手段としては日本政策金融公庫による低利融資措置を講じ、特別償却制度により設備導入後の立ち上がり時のキャッシュフロー改善により経営面に対する負担軽減を図る措置を講じているところである。さらに、設備導入時の減価償却費の増大に対して、事業所税の軽減により経営面に対する負担軽減を図っている。</p> <p>こうした特定農産加工業への影響を緩和する方策としては、予算等の補助金による政策手段もあるところであるが、まずは特定農産加工業者自らの経営改善の方策によって行うことが望ましいところであり、特別償却制度等の政策支援措置については自助努力を促すものであり、手段と</p>																																			

		<p>して相当である。また、特別償却制度については税の繰り延べを行うものであって、税収減を直接もたらずものでもない。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【国税】 特別償却制度</p> <p>【地方税】 事業所税の課税標準の特例</p> <p>【融資】 特定農産加工資金（日本政策金融公庫等）</p> <p>政策金融による支援は、自己資金だけでは設備資金の確保が難しい事業者に対して、事業実施に必要な資金を供給するものであり、特別償却制度は、経営改善生産設備などの投資を行った事業者のキャッシュフローを改善し、事業所税の軽減は、立ち上がりの経営負担を減らすことで、各々の措置の役割分担の下で相乗効果を発揮している。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、地域の基幹産業である特定農産加工業の経営が改善されることで、当該事業者の経営が安定し、地域の雇用促進に資するとともに、原料受入量の維持・増加により地域の農家所得の向上に寄与する等、地域経済の維持・発展への貢献が見込まれる。</p>
10	有識者の見解	<p>本措置の期限を延長することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成26年度税制改正要望時</p>

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	特定農産加工品生産設備の特別償却制度等
税目	所得税・法人税
根拠法	特定農産加工業経営改善臨時措置法 措法11の3①、44の4①、68の25①

1 適用実績及び適用見込み

	24年度 実績	25年度 実績	26年度 実績	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込
適用の範囲 (人・法人)	149	147	135	132	133	126
適用件数 (件)	-	2	1	5	5	5
減収額合計 (千円)	-	234	2,341	36,701	36,701	36,701
1件あたり 減収額(千円)	-	117	2,341	7,340	7,340	7,340

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲：経営改善計画は概ね5年で計画されていることから、過去5年間の計画実施業者を対象とした。
- ② 適用件数：24年度、25年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算。また、平成26年度は、「特定農産加工税法制調査」（農林水産省調べ）による。
- ③ 減収額：24年度、25年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に法人税率を乗じて試算。また、26年度の適用件数は、「特定農産加工税法制調査」（農林水産省調べ）による。

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲：27年度以降の適用者数を過去の承認計画実績から27年度以降の見込みを算出。

ア 27年度以降の各年度の計画承認件数（過去5力年中中庸3か年平均）  

$$\frac{H22 \quad H23 \quad H25}{(29 \text{ 件} + 25 \text{ 件} + 25 \text{ 件}) \div 3} = 26 \text{ 件}$$

イ 27年度以降の各年度毎の対象範囲（前年までの対象範囲を基に算出）  
 ・27年度：135 - 29 + 26 = 132件（H26範囲 - H22実績 + H27以降見込）  
 ・28年度：132 - 25 + 26 = 133件（H27範囲 - H22実績 + H27以降見込）  
 ・29年度：133 - 33 + 26 = 126件（H28範囲 - H22実績 + H27以降見込）

- ② 適用件数：「特定農産加工税法制調査」（H27年6月実施）により27年度に利用予定があると見込まれる業者数。

- ③ 減収額：上記②の業者が見込んでいる特別償却額に法人税率を乗じた金額。

特別償却額 153,561千円 × 法人税率（23.9%） = 36,701千円

税制措置の適用実績及び適用見込み

制度名	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特別措置
税目	事業所税
根拠法	特定農産加工業経営改善臨時措置法 地法附第33条第5項

1 適用実績及び適用見込み

	24年度 実績	25年度 実績	26年度 実績	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込
適用の範囲 (人・法人)	1,100	1,125	1,148	1,145	1,146	1,139
適用件数 (件)	25	15	11	17	17	17
減収額合計 (千円)	18,086	18,339	7,118	14,514	14,514	14,514
1件あたり 減収額(千円)	723	1,223	647	854	854	854

2 適用実績の出典及び適用見込みの積算根拠

(1) 適用実績

- ① 適用の範囲：経営改善計画実施業者の累計（平成元年～）を対象とした。
- ② 適用件数：「特定農産加工税法制調査」（農林水産省調べ）による。
- ③ 減収額：24年度、25年度は、総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を基に1/4を乗じて試算。また、26年度の減収額は、「特定農産加工税法制調査」（農林水産省調べ）による。

(2) 適用見込み

- ① 適用の範囲：27年度以降の適用者数を過去の承認計画実績から27年度以降の見込みを算出。

ア 27年度以降の各年度の計画承認件数（過去5力年中中庸3か年平均）  

$$\frac{H22 \quad H23 \quad H25}{(29 \text{ 件} + 25 \text{ 件} + 25 \text{ 件}) \div 3} = 26 \text{ 件}$$

イ 27年度以降の各年度毎の対象範囲（前年までの対象範囲を基に算出）  
 ・27年度：1148 - 29 + 26 = 1145件（H26範囲 - H22実績 + H27以降見込）  
 ・28年度：1145 - 25 + 26 = 1146件（H27範囲 - H23実績 + H27以降見込）  
 ・29年度：1146 - 33 + 26 = 1139件（H28範囲 - H24実績 + H27以降見込）

- ② 適用件数：「特定農産加工税法制調査」（農林水産省調べ）により得られたH24～H26年の過去3力年の調査結果の平均値とした。

$(25 + 15 + 11) \div 3 = 17 \text{ 件}$

- ③ 減収額：H24～H26年の過去3力年の平均値  
 $(18,086 + 18,339 + 7,118) \div 3 = 14,514 \text{ 千円}$



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農協改革等に伴う税制上の措置	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。  
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農業地区域内の土地等を農振法の勧告に係る協議、調停により、農用地区域内の農用地等を譲渡	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

## 【課題の説明】

- ④ 将来の適用数等  
将来の適用数が予測されていない。
- ⑥ 将来の減収額  
将来の減収額が予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況  
将来の効果・達成目標の実現状況について、「所有権の移転等が円滑に進み、農用地区域内農地の確保に寄与」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果  
将来の税収減を是認するような効果について、「秩序ある土地利用の形成が図られ、結果として農用地区域内農地の確保にもつながるため、税収減を是認する効果がある」と説明されているが、減収額と効果・達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。  
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農業委員会のあつせん、農用地利用集積計画又は農地中間管理機構若しくは農地利用集積円滑化団体に農地売買等事業により農用地区域内の農用地等を譲渡	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。  
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況  
過去の効果・達成目標の実現状況について、本特例の直接の効果としては、本特例の毎年の適用面積は18.7ha（平成24年から26年までの平均適用件数11件×1.7ha）であるが、これらは、本特例が措置されているからこそ、あえて特例の対象となる政策的な担い手への農地の権利移転を行っている」と説明されているが、本特例の毎年の適用面積を直接的な効果とする理由が明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況  
将来の効果・達成目標の実現状況について、本特例の直接の効果としては、本特例の毎年の適用面積は18.7ha（平成24年から26年までの平均適用件数11件×1.7ha）であるが、これらは、本特例が措置されているからこそ、あえて特例の対象となる政策的な担い手への農地の権利移転を行っているものであり、分析対象期間である30年度までの間も、同様の実績・効果が見込まれる」と説明されているが、本特例の毎年の適用面積を直接的な効果とする理由が明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果  
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果  
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定農山村法の所有権移転等促進計画に定めるところにより土地等を譲渡	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

## 【課題の説明】

- ④ 将来の適用数等  
将来の適用数が定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑥ 将来の減収額  
将来の減収額が予測されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況  
将来の効果・達成目標の実現状況について、「本措置は、農林地等の譲渡後も農林地等として農林業上の利用を確保し、計画的な土地利用を推進する上で意義は大きく、また、地域の特性に即した農林業等の振興による豊かで住みよい農山村の育成や担い手への農地集積の取組にも寄与するものである」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果  
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあっせんにより、林業経営改善計画の認定を受けた者に山林に係る土地の譲渡	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象 <input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正	<input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input checked="" type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。  
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑥ 将来の減収額  
将来の減収額が税目ごとに予測されていない。  
将来の減収額について、「税の減収額は120万円と予測」と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値及び計算式）が明らかにされていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況  
将来の効果・達成目標の実現状況について、「個人の所得税に係る同様の措置の適用実績等に基づけば、本措置が年間に認定される森林経営計画の対象森林面積（25年度実績1,562,271ha）に対して与える直接の効果は大きくはないものと予測される」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑩ 将来の税収減是認効果  
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

<点検結果表の別紙>

点検過程で新たに示された補足説明

④ 将来の適用数等（評価書中 8①「適用数等」欄の補足説明）

個人の所得税に係る同様の措置の適用実績等に基づけば、今後の動向は以下のようなものと予測する。

(単位：件)

区分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
適用件数	0	0	0	1	1	1	1

(注) 1 平成 27 年度以降は予測値  
2 算定根拠は別添 1 参照

⑥ 将来の減収額（評価書中 8②「減収額」欄の補足説明）

個人の所得税に係る同様の措置の適用実績等に基づけば、今後の動向は以下のようなものと予測する。

(単位：千円)

区分	平成 24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
減収額	0	0	0	1,200	1,200	1,200	1,200

(注) 1 平成 27 年度以降は予測値  
2 算定根拠は別添 1 参照

⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄の補足説明）

個人の所得税に係る同様の措置の適用実績等に基づけば、本措置が年間に認定される森林経営計画の対象森林面積（平成 25 年度実績 1,562,271ha）に対して与える直接の効果は大きくはないものと予測される。

⑩ 将来の税収減是認効果（評価書中 8③<税収減を是認するような効果の有無>欄の補足説明）

本措置により譲渡された林地の全てで森林経営計画に基づき適切な森林経営が行われ、これに伴い雇用が創出等、地域経済の活性化への寄与も期待されるという考えに基づき、本措置による税収の増額を見込み、本措置による減収額と比較すると以下のとおり。

(単位：千円)

区分	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
減収額	1,200	1,200	1,200	1,200
税収の増額	1,234	1,234	1,234	1,234

別添 1

○「租税特別措置等の適用数及び減収額の予測」についての考え方

「森林組合等のあっせん」により、山林に係る土地の譲渡を行った個人の譲渡所得に対する所得税に適用されている本措置と同様の措置の適用実績等に基づき、本措置の今後の適用数及び減収額を予測。

1 「森林組合等のあっせん」に係る租税特別措置の実績

区分	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)
対象者数	1,554,846	1,545,972	1,545,972
適用件数	74	77	67
特別控除額(千円)	135,265	110,293	91,017
減税見込額(千円)	19,962	16,164	13,653

注) 適用実績は、各都道府県を通じて毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特別措置利用状況等調査の集計値(実数)である。

対象者数は森林組合員数である。

・減収額等の算出方法(例：26年度実績)

$$\begin{aligned} & \text{○800万円以上} \\ & \text{0件(適用)} \times \text{800万円(特別控除額/件)} \times \text{15\%(所得税率)} = \text{0円} \\ & \text{○800万円未満} \\ & \text{91,017千円(適用67件の計)} \times \text{15\%(所得税率)} = \text{13,653千円} \end{aligned}$$

※所得税率は長期譲渡所得税率とした。

2 本措置の今後の適用件数等の予測の考え方

(1) 適用件数

・上記1の適用件数の3か年の平均を算出し、平成26年度における対象者数で除することにより、対象者数に対する適用件数の割合の推計値を算出する。

3か年の平均(適用件数)	73 件	推計値	0.000047219
--------------	------	-----	-------------

・本措置の対象者である農業生産法人数に上記の推計値を乗ずることにより本措置の適用件数は毎年1件程度と予測される。

(2) 減収額

・2010年世界農林業センサス報告書において、林業経営体として把握されている法人等のうち、森林経営計画(属人)の認定要件を満たさない所有森林面積100ha未満の農事組合法人等の件数及び面積を割り出し、平均所有森林面積(ha)を求める。  
件数:2,509 所有森林面積:52,200haとなり、平均所有森林面積は、21ha/1件当たりとなる。

※森林経営計画(属人)を作成して認定を受けることができる100ha以上の森林を所有している法人については、林地を譲渡せず自ら森林経営を行う可能性があるため対象から除いた。

・平均所有森林面積に、山林素地価格(日本不動産研究所調べ)の全国平均448,440円/haを乗ずることにより、譲渡所得額を予測。  
譲渡所得:21ha/1件当たり × 448,440円/ha = 9,417千円  
譲渡所得が800万円以上であることから、特別控除額は800万円、税の減収額は120万円と予測。

3 本措置に係る適用件数等の予測

区分	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)	30年度 (見込)
対象者数	12,817	13,561	14,333	14,333	14,333	14,333	14,333
適用件数	0	0	0	1	1	1	1
特別控除額(千円)	0	0	0	8,000	8,000	8,000	8,000
減税見込額(千円)	0	0	0	1,200	1,200	1,200	1,200

注) 対象者数は農業生産法人(27年度以降は見込み値)。適用実績は、各都道府県を通じ毎年実施している林業経営改善計画の認定件数等の調査の集計値(実数)である。

適用件数については、上記2の考え方による予測。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農業経営基盤強化準備金及び農用地等取得した場合の課税の特例	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。  
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ② 過去の適用数等  
過去の適用額（平成24年度）が把握されていない。  
過去の適用額（平成24年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
- ⑤ 過去の減収額  
過去の減収額（平成24年度及び25年度の法人税）について、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。  
過去の減収額（平成24年度及び25年度の法人税）について、租特透明化法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。
- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況  
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における農地面積1,429ha及び農業用機械等2,483台等と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況  
将来の効果・達成目標の実現状況について、平成28年度における農地面積1,741ha及び農業用機械等2,556台等と説明されているが、算定根拠（算定に用いた数値、計算式及びその根拠）が明らかにされていない。  
将来の効果・達成目標の実現状況について、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果  
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。
- ⑩ 将来の税収減是認効果  
将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
④ 将来の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑥ 将来の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑩ 将来の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

## 【課題の説明】

## ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況

過去の効果・達成目標の実現状況について、平成 26 年度における 1 戸当たりの飼養頭数 44.6 頭等と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

## ⑧ 将来の効果・達成目標の実現状況

将来の効果・達成目標の実現状況について、平成 29 年度における牛肉（枝肉）生産量 52 万トン等と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかになっていない。

## ⑨ 過去の税収減是認効果

過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

## ⑩ 将来の税収減是認効果

将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

<p>1 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p>	<p>農協改革等に伴う税制上の措置(国税2、地方税2)                  農業生産法人の要件見直しにより、以下の特例を拡充要望する。                  ① 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除                  ア 農業区域内の土地等を農振法の勧告に係る協議、調停により、農用地区域内の農用地等を譲渡                  イ 農業委員会のあっせん、農用地利用集積計画又は農地中間管理機構若しくは農地利用集積円滑化団体に農地売買等事業により農用地区域内の農用地等を譲渡                  ウ 特定農山村法の所有権移転等促進計画に定めるところにより土地等を譲渡                  エ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあっせんにより、林業経営改善計画の認定を受けた者に山林に係る土地の譲渡                  ② 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例                  ③ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例                  (法人税、法人住民税、法人事業税:義)</p>
-------------------------------	---

○ 具体的な事前評価書の内容については、以下のとおり。

<p>① 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除                  ア 農業区域内の土地等を農振法の勧告に係る協議、調停により、農用地区域内の農用地等を譲渡</p>	<p>農用地区域内の土地が市町村農振整備計画で指定された用途に供されるよう、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)第14条第2項に基づく市町村の勧告等が行われ、土地所有者がこれに従って土地を譲渡する場合には、年800万円を限度として所得の金額の計算上、損金に算入することができることとする措置。                  本特例の適用対象となる法人である農業生産法人について、農地法改正に伴い役員の農作業従事要件及び議決権要件が見直されるため、改正後も引き続き本特例を措置する。</p>
<p>3 担当部局</p>	<p>農村振興局 農村政策部 農村計画課</p>
<p>4 評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
<p>5 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯</p>	<p>昭和45年度:農振法の勧告等の創設                  昭和48年度:150万円から250万円に引き上げ                  昭和50年度:250万円から500万円に引き上げ                  平成元年度:500万円から800万円に引き上げ(1年間の時限)                  平成2年度:500万円から800万円に引き上げ(1年間の時限)                  平成3年度:500万円から800万円に引き上げ</p>

<p>6 適用又は延長期間</p>		<p>恒久措置</p>
<p>7 必要性等</p>	<p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  国民の食料の安定的な供給を図るため、計画的な土地利用の推進等により優良農地の確保を図る。                  なお、政策目的に係る測定指標は、「確保すべき農用地区域内農地面積(平成32年時点で415万ヘクタール)」としている。                  -----                  《政策目的の根拠》                  1 食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)                  第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策                  2. 農業の持続的な発展に関する施策                  (3)農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保                  ③農地転用許可制度等の適切な運用                  国と地方の適切な役割分担の下、農用地区域内農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限の地方への移譲等を行い、併せて農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取組を推進する。                  2 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)                  法の目的として、第1条に、「自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する」ことを掲げている。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>[大目標]                  食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。                  [中目標]                  2 農業の持続的な発展                  [政策分野]                  ⑦担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  「農用地等の確保等に関する基本指針(平成22年6月)」に掲げた平成32年の農用地区域内農地面積415万haの確保に寄与。                  -----                  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》                  本措置の前提である市町村の勧告等は、市町村農振整備計画に定める農用地区域内の土地の用途区分と土地所有者の意向に違いがある場合に、市町村が所有権移転に係る勧告等が必要と判断するケースに備えて用意された制度であり、あらかじめ目標数値等を設定することは困難。本措置は、この勧告等を前提とするものであることから、測定指標の設定に馴染まないところ。                  (なお、所有権移転等に係る勧告は、昭和53年度以降合計約13ha実施。)</p>

		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 勧告等が必要な場合には、本措置により所有権の移転等のその円滑な実施が可能となり、平成 32 年の農用地区域内農地面積 415 万 ha 確保に寄与。																																				
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>適用件数(実績)(分析対象期間:平成 22 年度~26 年度) (単位:法人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局 農村計画課調べ)</p> <p>租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報は、本措置以外の素材特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができなかったことから、独自に調査を実施したが、本措置の前提となる所有権移転に係る勧告等は、分析対象期間中に実施されなかったところ。</p> <p>なお、本措置は、勧告等に従って土地を譲渡した者を対象としており、特定の者への偏りはない。</p> <p>減収額</p> <p>減収額(実績)(分析対象期間:平成 22 年度~26 年度) (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局 農村計画課調べ)</p> <p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度~26 年度) ○農用地区域内農地面積の確保面積[実績] (単位:万 ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>406</td> <td>406</td> <td>※2.</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 農用地区域内農地面積については、平成 22 年及び平成 23 年度は、東日本大震災への影響により被災3県(岩手県、宮城県、福島県)のデータを把握することができない。 ※2. 26 年度は調査中</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度~26 年度) 勧告等が実施された場合には、所有権の移転が行われる際に、土地の譲渡を行う法人について譲渡の課税が軽減されることから、所有権の移転等が円滑に進み、農用地区域内農地の確保に寄与。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年度~26 年度) 市町村農振整備計画の達成のため、必要に応じて実施される市町村の勧告等による所有権の移転等に支障が生じ、「農用地等の確保に関する基本指針(平成 22 年6月)」に掲げた平成 32 年の農用地区域内農地面積 415 万 ha の確保が困難になる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年度~26 年度) 当措置は、市町村の勧告等による所有権移転を行うことで、秩序ある土地利用の形成が図られ、結果として農用地区域内農地の確保にもつながるため、税収減を是認する効果がある。</p>	区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	適用件数	0	0	0	0	0	区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	減収額	0	0	0	0	0	区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	面積	—	—	406	406	※2.
区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度																																	
適用件数	0	0	0	0	0																																	
区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度																																	
減収額	0	0	0	0	0																																	
区分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度																																	
面積	—	—	406	406	※2.																																	

9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>農地の所有権移転を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額に左右されることなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置や義務付け等はない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>該当なし</p>
10	有識者の見解	本措置の拡充をすることが妥当。 (平成 27 年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

イ 農業委員会のあつせん、農用地利用集積計画又は農地中間管理機構若しくは農地利用集積円滑化団体に農地売買等事業により農用地区域内の農用地等を譲渡

2	要望の内容	<p>個人又は法人が保有する農用地区域内の農地等を、</p> <p>① 農業振興地域の整備に関する法律第 23 条に規定する農業委員会のあつせんにより譲渡した場合</p> <p>② 農用地利用集積計画に基づき譲渡した場合</p> <p>③ 農地中間管理機構若しくは農地利用集積円滑化団体に農地売買等事業のために譲渡した場合</p> <p>に、年 800 万円を限度として所得の金額の計算上、損金に算入することができることとする措置。</p> <p>本特例の適用対象となる法人である農業生産法人について、農地法改正に伴い役員の農作業従事要件及び議決権要件が見直されるため、改正後も引き続き本特例を措置する。</p>
3	担当部局	農林水産省経営局農地政策課
4	評価実施時期	平成 27 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 45 年度：創設</p> <p>昭和 46 年度：農地保有合理化法人に譲渡した場合を追加</p> <p>昭和 48 年度：控除額を 250 万円に引上げ</p> <p>昭和 49 年度：農用地利用集積計画により譲渡した場合を追加</p> <p>昭和 50 年度：控除額を 500 万円に引上げ</p> <p>平成 元年度：控除額を 800 万円に引上げ（平成元年 12 月 31 日まで）</p> <p>平成 2 年度：控除額を 800 万円に引上げ（平成 2 年 12 月 31 日まで）</p> <p>平成 3 年度：控除額を 800 万円に引上げ（恒久措置化）</p> <p>平成 21 年度：農地利用集積円滑化団体に対して譲渡した場合を追加</p> <p>平成 26 年度：農地中間管理機構に対して譲渡した場合を追加</p>
6	適用又は延長期間	恒久措置

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 今後10年間で、全農地面積の8割（現状約5割）が担い手によって利用される。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (3) 農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保 ① 担い手への農地集積・集約化の加速化 イ 農地中間管理機構のフル稼働 農地の公的な中間的受皿として各都道府県に整備された農地中間管理機構をフルに稼働させ、地域内に分散・錯綜する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けることで、担い手への集積・集約化を推進する。（以下、省略） ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 第1 総論 5. 「成長への道筋」に沿った必要な主要施策例 (1) 民間の力を最大限引き出す ⑤ 農林水産業を成長産業にする 〈成果目標〉 今後10年間で、全農地面積の8割（現状約5割）が担い手によって利用され、資材・流通面での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを、現状全国平均（1万6千円/60kg）から4割削減し、法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>○施策の法律上の位置付け 食料・農業・農村基本法第23条において「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする」と規定。 ○政策評価体系図における位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展（産業、人、生産基盤） 《政策分野》 担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 今後10年間で、全農地面積の8割が「担い手」によって利用されることとする 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 担い手が利用する農地の面積を全農地面積の8割にする（現状約5割） 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例の対象となる農業委員会のあつせんや農地中間管理機構等を介した</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>農地の権利移転は、権利を取得した地域の担い手の規模拡大等に資するものである。本特例により農地の所有者がこれらの権利移転をする場合の税負担を軽減することで、担い手への農地集積が推進され、政策目的の実現に寄与する。</p> <p style="text-align: right;">単位: 件、法人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成26年度以降は推計値 算定根拠は別添1参照</p>		適用件数	適用法人数	H23	12	12	H24	10	10	H25	11	11	H26	11	11	H27	11	11	H28	11	11
			適用件数	適用法人数																				
		H23	12	12																				
H24	10	10																						
H25	11	11																						
H26	11	11																						
H27	11	11																						
H28	11	11																						
減収額	<p style="text-align: right;">単位: 百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>5.1</td> <td>3.8</td> <td>10.5</td> <td>6.5</td> <td>6.4</td> <td>6.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成26年度以降は推計値 算定根拠は別添1参照</p>		H23	H24	H25	H26	H27	H28	減収額	5.1	3.8	10.5	6.5	6.4	6.4									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28																		
減収額	5.1	3.8	10.5	6.5	6.4	6.4																		
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成24～26年) 担い手による農地の利用面積は、全農地面積の約5割にとどまっておらず、政策目的は実現していない。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成24～30年) 毎年の法人の適用件数は11件程であるが、1件当たりの減税額は約63万円(平成24年～26年の平均適用件数11件、同期間の減税額694万円から算出した1件当たりの平均減税額)と譲渡のための大きなインセンティブになっており、分析対象期間である平成今後も同様の実績・効果が見込まれる。また、特例の対象となる法人は、自ら農業経営を行う農業生産法人に限られており、当該法人が農地を譲渡するケースが少ないため、件数自体は11件であるが、個人も合わせた特例の対象となる譲渡(農業委員会のあつせん、農用地利用集積計画に基づく譲渡、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体への譲渡)の平成24年度実績は2.3万haであり、農地の権利設定面積24.1万haの約1割と担い手への農地集積に大きな割合を占めている。 また、本特例の直接の効果としては、本特例の毎年の適用面積は18.7ha(平成24年～26年の平均適用件数11件×1.7ha※)であるが、これらは、本特例が措置されているからこそ、あえて特例の対象となる政策的な担い手への農地の権利移転を行っているものであり、文責対象期間である平成30年度までの間も、同様の実績・効果が見込まれる。 ※農用地利用集積計画による1件当たりの所有権移転による権利移動面積。  また、本税制特例や予算、制度、他の税制特例を措置することにより、担い手への農地集積率は、平成24年3月末の47.9%(農地面積456.1万ha※1のうち担い手の利用面積218.5万ha※2)から平成26年3月末の48.7%(農地面積453.7万ha※1のうち担い手の利用面積220.8万ha※2)に0.8%上昇しており、この間、担い手の利用面積は2.3万増加している。</p>																							

		<p>農業者の高齢化の進行と世代間のアンバランス(65歳以上が6割なのに対し50歳未満は1割)という現状を踏まえれば、今後、適切な措置を講じなければ、適切な農地管理者が不足し、耕作放棄地が大幅に増加することにもなりかねない。このため、平成26年に創設した農地中間管理機構を活用し、また併せて予算・税制上のあらゆる手段を投入することにより、現状約5割の担い手への農地の集積面積を、10年間で日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)に掲げられた8割にすることとしている。よって、平成28年度から平成30年度までの今後3年間で、担い手への集積面積を41万ha(454万ha※1×3割※3÷10年間×3年間分)増加することとしている。</p> <p>また、農業委員会のあつせん、農用地利用集積計画に基づく譲渡、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に譲渡した全ての者に適用可能な制度であり、適用者の偏りはない。</p> <p>※1 耕地及び作付面積統計の田畑面積          ※2 農林水産省調べ          ※3 担い手への農地の集積面積の目標値8割と現状5割の差し引き</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28~30年)</p> <p>担い手が規模拡大をするに当たり所有権移転による集積も未だ重要な役割を果たしているおり、これらを促進するための農地の出し手へのインセンティブになる税制上の措置が講じられない場合は、担い手への農地集積の取組に支障が生じ、政策目的の達成が困難になる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24~30年)</p> <p>本特例措置は、担い手となる農業者に対する所有権移転による農地の集積を推進することを目的とする施策であり、過去2年間(平成24・25年)の1件あたりの平均集積面積※は1.7ha(農業委員会に対する実績調査)となっている。</p> <p>これにより、平均的な販売農家の経営規模(2ha:平成24年農業構造動態調査)の約1.9倍の農地の規模拡大(2haから3.7haに拡大)に寄与。24年産の水稲作付規模別の経営状況によると、24年産販売価格13,920円/10aに対し、経営規模1~2haの生産コストが15,100円/60kgで所得が-1,180円/60kg、3~5haの生産コストが12,800円/60kgで所得が1,030円/60kgである。24年の水稲の10a当たりの収量が530kgであるため、経営規模2haの所得が-21万円、経営規模3.7haの所得が34万円で、その差は55万円である。本特例の減収額が1件当たり約63万円であることを勘案すると、特例適用後の作付け約1年目で減収額とほぼ同額の所得増が見込まれ、今後、分析期間の平成30年までの各年も同様の実績・効果が見込まれる。</p> <p>※農用地利用集積計画による1件当たりの所有権移転による権利移動面積。農林水産省調べ。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、農地を農業委員会のあつせんにより譲渡した場合又は機構等に譲渡した場合に限定されており、かつ、予算額による制約がある補助金等と比べ、安定的に適用を受けられることから、適切かつ有効な措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本措置の他に「特定住宅地造成事業等のための土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(1500万円)」があるが、それぞれどちらかの適用となること。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>

10	有識者の見解	本措置の拡充をすることが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年度税制改正要望時

ウ 特定農山村法の所有権移転等促進計画に定めるところにより土地等を譲渡

2	要望の内容	<p>特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年6月16日法律第72号。以下「特定農山村法」という。)に規定する所有権移転等促進計画(以下「促進計画」という。)の定めるところにより、農業生産法人が農林地等を譲渡した場合には、年800万円を限度として所得の金額の計算上、損金に算入することができることとする措置。</p> <p>本特例の適用対象となる法人である農業生産法人について、農地法改正に伴い役員の農作業従事要件及び議決権要件が見直されるため、改正後も引き続き本特例を措置する。</p>
3	担当部局	農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成5年度創設
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>農村においては、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に過疎化が著しい中山間地域等において、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している状況にある中、農村の集落機能の維持と地域の特性に即した農林業等の振興を図る。</p> <p>なお、「農村部における人口の社会減の抑制」を目標としており、中山間地域等に含まれる中山間農業地域及び平地農業地域の人口の社会減の抑制(双方共に平成32年度までに減少率の5%を抑制)を測定指標としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)          第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策          3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(1) 多面的機能支払制度の着実な推進、地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等</p> <p>集落において高齢化や人口減少が進行する中で、小規模な農家や兼業農家、高齢者、地域住民等も含め、地域全体でのコミュニティ機能の発揮等により、地域の共同活動を通じて営まれる農地等の資源の維持・継承、住みやすい生活環境の実現に向けた取組を推進する。</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、平成26年6月24日改訂農林水産業・地域の活力創造本部)</p> <p>Ⅲ 政策の展開方向</p> <p>6. 人口減少社会における農山漁村の活性化</p> <p>高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。農山漁村</p>

		<p>は、農業生産活動が行われる場であると同時に、日常生活が営まれる場でもあり、地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を発掘するとともに、地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えることにより、農林水産業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めていく必要がある。</p> <p>○特定農山村法(平成5年6月16日法律第72号) 法の目的として、第1条に、「特定農山村地域について、(中略)農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与する」ことを掲げている。 その実現に向けて、「農林業等活性化基盤整備促進事業」(法第2条第3項)を実施するものとしており、当該事業の一つとして、農林地等を対象とした「所有権の移転等」を促進する事業(農林地所有権移転等促進事業)(同項第3号<sup>(注)</sup>)を講じ、農林地の「農林業上の(中略)利用の確保」等を図ることとしている。 (注)法第2条第3項第3号 農林地(中略)の農林業上の(中略)利用の確保(中略)を図るため、農林地等を対象として、所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)を促進する事業(以下「農林地所有権移転等促進事業」という。)</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>		<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 3. 農村の振興(産業、農村機能) 《政策分野》 ⑭ 地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等</p>
<p>③ 達成目標及び測定指標</p>		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定農山村地域において、基幹的な産業である農林業の生産活動の場である農林地等について、過疎化、高齢化等により耕作放棄地等が生じないようにするなど、市町村が作成する促進計画により当該農林地等を営農意欲の高い農業者等に円滑に譲渡し、引き続き農林地等として農林業上の利用の確保が図られること。 (「食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)」に掲げた平成37年時点で確保される農地面積440万haの達成に寄与) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置は、促進計画により譲渡された農林地等について、その譲渡後も引き続き農林地等として利用する場合に限り適用されるものである。 本措置の適用の前提となる促進計画は、 ① 農業経営の改善・安定を図ろうとする農業者の組織する団体又はその参加構成員からの申出があった場合、 ② 市町村自らが特定農山村法に規定する「農林地所有権移転等促進事業」を行おうとする場合 等に市町村が作成することとなる。 促進計画は、農林地等の譲渡後も農林地等として農林業上の利用を確保し、計画的な土地利用を実現するために市町村が作成するものである。 このため、各市町村ごとに促進計画の作成数、促進計画による譲渡件数・</p>

		<p>面積等に係る目標数値等を予め設定することは困難であり、本措置については、測定指標の設定に馴染まないものである。 なお、これまでの促進計画の作成実績は10件、所有権の移転等の面積は約9haとなっており、豊かで住みよい農山村の育成に寄与している。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置の活用によって農林地等の所有権の移転等が促され、譲渡後も農林地等の農林業上の利用が確保されることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興が図られ、豊かで住みよい農山村の育成に寄与する。</p>												
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>適用件数・面積(実績) (分析対象期間:平成24年度~26年度) (単位:法人、ha)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局中山間地域振興課調べ)</p> <p>本措置は、促進計画により譲渡された農林地等が引き続き農林地等として利用される場合について適用されるが、特定農山村地域における農林業を取り巻く厳しい諸情勢等を考慮すれば、想定外に適用数が僅少であるとはいえない。 また、本措置は、農政の重要な課題の一つである農地集積の取組にも寄与するものであり、これまでの実績(促進計画の作成件数:10件、所有権の移転等の面積:約9ha)も踏まえると、今後はある程度の水準で推移するものと考えられる。 なお、促進計画は市町村がその必要に応じ作成するものであり、また、農林地等を譲渡するかどうかは個々の経営判断であるため、促進計画により譲渡される農林地等を予め把握することが困難であることから、今後の適用数について推計することは困難である。 本措置は、促進計画に沿って農林地等を譲渡した農業者(農業生産法人)を対象としているものであり、特定の偏った者に限定しているものではない。 適用数等については、市町村より確認したものであり、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)に基づき把握される情報を用いていないが、これは、同法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができなかったためである。</p>	区分	24年度	25年度	26年度	適用件数	0	0	0	面積	0	0	0
区分	24年度	25年度	26年度											
適用件数	0	0	0											
面積	0	0	0											
	<p>② 減収額</p>	<p>減収額(実績) (分析対象期間:平成24年度~26年度) (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局中山間地域振興課調べ)</p> <p>促進計画は市町村がその必要に応じ作成するものであり、また、農林地等を譲渡するかどうかは個々の経営判断であるため、促進計画により譲渡される農林地等を予め把握することが困難であることから、今後の適用数について推計することは困難である。</p>	区分	24年度	25年度	26年度	減収額	0	0	0				
区分	24年度	25年度	26年度											
減収額	0	0	0											

③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～30年度)</p> <p>「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。</p> <p>平成26年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.39%に対し△0.27、中山間農業地域において目標値△0.61%に対し△0.45であり、目標を達成しているが、これらの地域では、若年層の流出等により、依然として人口の社会減少率は増加傾向にあり、過疎化、高齢化の進行等による集落の衰退等が危惧されるため、平成32年度の政策目的達成に向け引き続き本措置は必要である。</p> <p>○ 平地農業地域の人口の社会減[実績] (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.32</td> <td>△0.32</td> <td>△0.27</td> <td>△0.41</td> <td>△0.43</td> <td>△0.45</td> <td>△0.48</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局 中山間地域振興調査調べ) ※ 平成27年度以降は推計値</p> <p>○ 中山間農業地域の人口の社会減[実績] (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.49</td> <td>△0.52</td> <td>△0.45</td> <td>△0.62</td> <td>△0.64</td> <td>△0.66</td> <td>△0.68</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局 中山間地域振興課調べ) ※ 平成27年度以降は推計値</p>								区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	減少率	△0.32	△0.32	△0.27	△0.41	△0.43	△0.45	△0.48	区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	減少率	△0.49	△0.52	△0.45	△0.62	△0.64	△0.66	△0.68
	区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																
	減少率	△0.32	△0.32	△0.27	△0.41	△0.43	△0.45	△0.48																																
	区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																
	減少率	△0.49	△0.52	△0.45	△0.62	△0.64	△0.66	△0.68																																
<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～30年度)</p> <p>促進計画により譲渡される農林地等を予め把握することが困難であることに加え、直近の平成24年度から26年度における本措置の適用実績もなかったことから、本措置による効果等の定量的な分析はできないが、本措置は、農林地等の譲渡後も農林地等として農林業上の利用を確保し、計画的な土地利用を推進する上で意義は大きく、また、地域の特性に即した農林業等の振興による豊かで住みよい農山村の育成や担い手への農地集積の取組にも寄与するものであることから、引き続き本措置は必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～30年度)</p> <p>本措置が拡充されなかった場合、農林地等の所有権の移転及び農林業上の利用確保に係るインセンティブが減少することにより、農林業生産性の向上や集落機能の維持等に係る取組に支障が生じ、政策目的の達成が困難となるものと考えられる。</p>																																								
<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～30年度)</p> <p>促進計画により譲渡される農林地等を予め把握することが困難であることに加え、過去3年間(平成24年度から26年度)の実績がないため、税収減は発生していないが、農林地等を譲渡した場合の課税の特例措置が担保されていることにより、農林地等の所有権の移転等が進み、譲渡後も農林地等の農林業上の利用の確保が図られ、農林業生産性の向上や集落機能の維持等の効果により、減収額を上回る効果があるものと考えられる。</p>																																								

9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、農林地等の譲渡に伴い生じる譲渡所得への課税負担の軽減を図ることにより、農林地等の所有権の移転等を促すインセンティブを与えるものであり、要件を満たす農林地等の譲渡について一律に適用できる必要最小限の措置であると考えられる。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、①補助金は、個々の土地の取引など個人の資産形成に資するものには馴染まないこと、②融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があることから、本措置の方が誘導効果が高く、妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10 有識者の見解	本措置の拡充をすることが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)	
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年度事後評価時	

エ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のおっせんにより、林業経営改善計画の認定を受けた者に山林に係る土地の譲渡

2 要望の内容	<p>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のおっせんにより、同法の規定による林業経営改善計画の認定を受けた者に、農業生産法人の有する林地を譲渡することができることとする措置。</p> <p>本特例の適用対象となる法人である農業生産法人について、農地法改正に伴い役員の農作業従事要件及び議決権要件が見直されるため、改正後も引き続き本特例を措置する。</p>	
3 担当部局	林野庁 林政部 経営課	
4 評価実施時期	平成27年8月	
5 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度：創設	
6 適用又は延長期間	恒久措置	
7 必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>意欲ある森林所有者に対して、自ら効率的かつ安定的な林業経営を行うことが困難な農業生産法人の林地の譲渡を促すとともに、集約化された森林について森林経営計画を作成させ、計画に基づく低コストで効率的な施業の実行の定着を図ることにより、効率的かつ安定的な林業経営を育成する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 森林・林業基本法 第19条 国は、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経</p>

		<p>営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、地域の特性に応じ、林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、機械の導入その他林業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>○ 森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定） 「林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」の「望ましい林業構造の確立」の「効率的かつ安定的な林業経営の育成」において、「林業経営基盤の強化等のため、金融・税制上の措置の活用等を進める」とされている。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>〔大目標〕 食糧の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>〔中目標〕 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>〔政策分野〕 林業の持続的かつ健全な発展</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 自ら効率的かつ安定的な林業経営を実行することが困難な農業生産法人の林地が意欲ある森林所有者に譲渡されることを通じて集約化され、森林経営計画の作成率が向上することを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民有林における森林経営計画の作成率（平成32年度の目標値：80%）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、都道府県知事のあっせんにより、自ら効率的かつ安定的な林業経営を実行することが困難な農業生産法人から意欲ある森林所有者への林地の譲渡・集約化が促進されることから、意欲ある森林所有者の経営規模の拡大等によりその経営基盤の強化が図られ、政策目的の実現に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等 過去の実績 実績はない。（都道府県からの聞き取り） なお、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。 また、森林を自ら経営するか譲渡するかは経営判断であり、今後林地を譲渡しようとする農業生産法人をあらかじめ把握することは困難であることから、今後の適用数について推計することは困難である。 都道府県知事のあっせんを受けて林地を譲渡した全ての農業生産法人に適用可能な制度であり、偏りはない。</p> <p>②: 減収額 実績はない。 森林を自ら経営するか譲渡するかは経営判断であり、今後林地を譲渡しようとする農業生産法人をあらかじめ把握することは困難であることから、今後の減収額について推計することは困難である。</p>

		<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成24年度～30年度） 効率的かつ安定的な林業経営を育成するため、林業経営の規模の拡大や森林経営計画の作成等の向上に向けて取り組んでいるところであり、本特例措置もこれに寄与するものである。 測定指標である民有林における森林経営計画の作成率は、平成24年度の制度創設以来、着実に向上しているものの、平成26年度末で28%にとどまっており、政策目的の実現に向け、引き続き取り組んでいくことが必要である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成24年度～30年度） 今後林地を譲渡しようとする農業生産法人をあらかじめ把握することが困難であることに加え、直近の平成24年度から26年度における本特例措置の適用実績もなかったことから、本特例措置による効果等を定量的に分析することはできないが、本特例措置は、林地の譲渡後も林地として林業上の利用を確保し、計画的に活用を推進する上で意義が大きく、また、林政の重要な課題である林業経営の規模の拡大や森林経営計画の作成等の向上に向けた取組にも寄与するものである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成28年度～30年度） 農業生産法人の所有する林地がその経営上不要又は自ら経営することが困難になった場合には、都道府県知事のあっせんを受けてその林地が意欲ある森林所有者へ譲渡されることが望ましいが、そのインセンティブとして措置されている本特別措置が適用されなくなると、譲渡による森林の集約化を通じた政策目的の実現に影響が生じる。</p> <p>《収税減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：24年度～30年度） 今後林地を譲渡しようとする農業生産法人をあらかじめ把握することが困難であることに加え、直近の平成24年度から26年度における本特例措置の適用実績もなかったことから、定量的な分析はできないが、本措置により、農業生産法人においては経営することが困難な林地が意欲ある森林所有者に譲渡され、その森林が林業経営の対象となり、意欲ある森林所有者の経営規模が拡大してより安定的な林業経営が行われるようになることにより、地域経済の活性化に寄与するとともに、将来にわたって林業生産が拡大することに伴う所得税収の増加など、収税減を是認するような効果がある。</p>
	9 相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特別措置は、林地保有の合理化により効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るという政策目的を実現するため、都道府県知事のあっせんにより行われる林地の譲渡に対して適用するものであり、政策上の要請に基づいて土地の譲渡を促すものであることから、これに対する税負担について一定の配慮を行うことが適切である。 また、本特別措置は、林地を都道府県知事のあっせんにより譲渡した場合に限定されており、かつ、予算額による制約がある補助金等に比べ、安定的に適用を受けられることから、適切かつ有効な措置である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の支援措置や義務付け等はない。</p>

	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	本措置の拡充をすることが妥当。 (平成 27 年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

② 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例

2	要望の内容	<p>〔制度の概要（現行）〕</p> <p>① 経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が、自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。</p> <p>（計算例） 農業収入金額 900 農業経営費等 530 農業経営基盤強化準備金繰入額 250 課税対象所得＝（収入）－（損金） ＝900－（530＋250）＝120 ※準備金は損金算入</p> <p>② 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。</p> <p>（計算例） 積み立てた準備金取崩額 1000 と当該年の受領交付金 250 を用いて価額 1500 の農業用固定資産を取得した場合 固定資産の帳簿価額＝1500－（1000＋250）＝250 ※取得に充てた準備金取崩額 1000 と交付金の額 250 を圧縮記帳し、損金に算入</p> <p>〔要望内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本特例の適用対象となる法人である農業生産法人について、農地法改正に伴い役員の農作業従事要件及び議決権要件が見直されるため、改正後も引き続き本特例を措置する。</li> </ul>
3	担当部局	経営局経営政策課
4	評価実施時期	平成 27 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 19 年度 創設</p> <p>平成 21 年度 2 年延長・拡充</p> <p>① 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加（法人税）</p>

		<p>② 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設（所得税）</p> <p>平成 22 年度 拡充・縮減</p> <p>① 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加</p> <p>② 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外</p> <p>平成 23 年度 2 年延長・対象交付金の見直し</p> <p>平成 25 年度 2 年延長・対象交付金の名称変更</p> <p>平成 26 年度 対象交付金の見直し</p> <p>平成 27 年度 2 年延長・拡充</p> <p>① 対象者に認定新規就農者（個人）を追加</p> <p>② 対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加</p>
6	適用又は延長期間	平成 19 年4月 1 日～平成 29 年3月 31 日
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画（平成 27 年3月閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 （1）力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保 ① 法人化、経営の多角化等を通じた経営発展の後押し</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度 80% 以上となることを目指す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置の適用実績 法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本支援措置により農業経営改善計画に従って着実に農業用固定資産への投資が実現することにより、農業者の経営基盤が強化され、競争力のある経営体の育成・確保に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>適用数等</p> <p>平成 23 年度 2,004 法人 24 年度 2,463 法人 25 年度 2,539 法人 26 年度（見込み） 2,844 法人 平成 27 年度（見込） 3,185 法人</p>

	<p>28年度(見込) 3,537 法人 29年度(見込) 3,961 法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実績値は、租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第189回国会報告)による</li> <li>見込みの算定根拠は別添参照。</li> </ul> <p>26年度の適用数2,844法人は、適用対象者数(農業生産法人等の数(見込み):15,216)の19%であり、農業法人の黒字割合(26.4%:24年度国税庁統計による農業)を勘案すれば特に低い適用率とは言えない(本特例は、事業年度において所得がある場合に適用可)。また、本制度は、対象者を、認定農業者等であること、関連する交付金を受領していること、青色申告していること等を要件としており、適用者が特定の者に偏ったものとなっていない。</p>																								
減収額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(国税)</td> <td>(地方税)</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>25.6億円</td> <td>19.8億円</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>30.5億円</td> <td>24.6億円</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>29.4億円</td> <td>23.5億円</td> </tr> <tr> <td>26年度(見込)</td> <td>24.6億円</td> <td>21.7億円</td> </tr> <tr> <td>27年度(見込)</td> <td>25.1億円</td> <td>22.1億円</td> </tr> <tr> <td>28年度(見込)</td> <td>25.4億円</td> <td>22.3億円</td> </tr> <tr> <td>29年度(見込)</td> <td>25.4億円</td> <td>22.3億円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>実績値は、租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第189回国会報告)</li> <li>地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第183、186、189回国会提出)による</li> <li>見込みの算定根拠は別添参照。</li> </ul>		(国税)	(地方税)	平成23年度	25.6億円	19.8億円	24年度	30.5億円	24.6億円	25年度	29.4億円	23.5億円	26年度(見込)	24.6億円	21.7億円	27年度(見込)	25.1億円	22.1億円	28年度(見込)	25.4億円	22.3億円	29年度(見込)	25.4億円	22.3億円
	(国税)	(地方税)																							
平成23年度	25.6億円	19.8億円																							
24年度	30.5億円	24.6億円																							
25年度	29.4億円	23.5億円																							
26年度(見込)	24.6億円	21.7億円																							
27年度(見込)	25.1億円	22.1億円																							
28年度(見込)	25.4億円	22.3億円																							
29年度(見込)	25.4億円	22.3億円																							
効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H23~H29年度)</p> <p>競争力のある経営体の育成・確保を図るためには、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進する必要がある。</p> <p>本制度は、経営所得安定対策等の交付金を受領した農業者が、積み立てた準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援するものであり、上記政策の実現に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:H23~H29年度)</p> <p>測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況をみると、26年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は、農用地で93.8%、農業用機械等で79.4%となっており、農業用機械等において、わずかに80%には届かなかったものの、本措置が農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用されていることが分かる。</p> <p>このように、26年度においては概ね目標を達成したが、経営改善計画は、その目標年次を5年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複数年にわたることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。</p> <p>(1) 固定資産の取得計画(農業経営改善計画)と取得実績(26年度)</p>																								

① 農用地	取得計画面積 1,522 ha A 取得実績 1,429 ha B 達成率(B/A) 93.3%																																																																											
② 農業用機械等	取得計画台数 3,126台 A 取得実績 2,483台 B 達成率(B/A) 79.4%																																																																											
(2) 準備金による固定資産の取得実績の推移																																																																												
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度 (推計)</td> </tr> <tr> <td>農地面積</td> <td>634ha</td> <td>1,041ha</td> <td>1,572ha</td> <td>1,429ha</td> <td>1,458ha</td> </tr> <tr> <td>(取得価格)</td> <td>16億円</td> <td>22億円</td> <td>23億円</td> <td>21億円</td> <td>21億円</td> </tr> <tr> <td>農業用機械等</td> <td>1,641台</td> <td>2,313台</td> <td>2,797台</td> <td>2,483台</td> <td>2,533台</td> </tr> <tr> <td>(取得価格)</td> <td>63億円</td> <td>87億円</td> <td>105億円</td> <td>98億円</td> <td>100億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28年度 (推計)</td> <td>29年度 (推計)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>農地面積</td> <td>1,741ha</td> <td>1,741ha</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(取得価格)</td> <td>22億円</td> <td>22億円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>農業用機械等</td> <td>2,556台</td> <td>2,556台</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(取得価格)</td> <td>101億円</td> <td>101億円</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>(注) (1)及び(2)の26年度までの実績値は、農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績調査(悉皆調査)による。 27年度以降の推計は、各年度の対象交付金予算額の増減率より試算した。29年度は28年度と同じとした。</p> <p>本措置は19年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも取得実績が伸びている。26年度以降も対象交付金の増減などに影響を受けながら、担い手の農用地取得等に貢献していくものと見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:H27~H28年度)</p> <p>本措置の今後の活用計画(平成26年度末ベース)は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>農地の取得計画</td> <td>5,126ha</td> <td>152億円</td> </tr> <tr> <td>農業用機械等の取得計画</td> <td>7,244台</td> <td>491億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>643億円</td> </tr> <tr> <td>準備金積立残高</td> <td></td> <td>415億円</td> </tr> <tr> <td>今後の積立等必要額</td> <td></td> <td>228億円</td> </tr> </table> <p>(注) 1 税制特例適用実績調査(悉皆調査)による。 2 「本措置の今後の活用計画(平成26年度末ベース)」とは、これまで</p>		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (推計)	農地面積	634ha	1,041ha	1,572ha	1,429ha	1,458ha	(取得価格)	16億円	22億円	23億円	21億円	21億円	農業用機械等	1,641台	2,313台	2,797台	2,483台	2,533台	(取得価格)	63億円	87億円	105億円	98億円	100億円		28年度 (推計)	29年度 (推計)				農地面積	1,741ha	1,741ha				(取得価格)	22億円	22億円				農業用機械等	2,556台	2,556台				(取得価格)	101億円	101億円				農地の取得計画	5,126ha	152億円	農業用機械等の取得計画	7,244台	491億円		計	643億円	準備金積立残高		415億円	今後の積立等必要額		228億円
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 (推計)																																																																							
農地面積	634ha	1,041ha	1,572ha	1,429ha	1,458ha																																																																							
(取得価格)	16億円	22億円	23億円	21億円	21億円																																																																							
農業用機械等	1,641台	2,313台	2,797台	2,483台	2,533台																																																																							
(取得価格)	63億円	87億円	105億円	98億円	100億円																																																																							
	28年度 (推計)	29年度 (推計)																																																																										
農地面積	1,741ha	1,741ha																																																																										
(取得価格)	22億円	22億円																																																																										
農業用機械等	2,556台	2,556台																																																																										
(取得価格)	101億円	101億円																																																																										
農地の取得計画	5,126ha	152億円																																																																										
農業用機械等の取得計画	7,244台	491億円																																																																										
	計	643億円																																																																										
準備金積立残高		415億円																																																																										
今後の積立等必要額		228億円																																																																										

に準備金を積み立てた者の、農業経営改善計画の残りの計画期間における農地等の取得計画の合計値である。

本措置が延長されない場合には、投資意欲の減退により上記計画の達成が困難となり、農用地等を取得することにより農業経営の規模を拡大して、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資の促進を通じた競争力のある経営体の育成・確保に大きな支障が生じるものと推測される。

《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H23~H29年度)  
 <経済波及効果の試算>  
 ある要件を満たした場合の農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合の損金算入及び農用地等を取得した場合の圧縮記帳が認められる場合、農地への投資が2,100百万円、農業用機械等への投資が9,800百万円、減収額が4,631百万円となる(いずれも26年度)。  
 農地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として28,718百万円となる。

生産誘発額の内訳  
 第1次波及効果  
 ・(直接効果)対象農地・機械等の生産増加額 11,900百万円  
 ・(間接効果)鉄鋼・非鉄・金属製品等で 11,075百万円  
 第2次波及効果  
 ・商業等で 5,743百万円

(単位:百万円)

年度	23	24	25	26(見込)	27(見込)
国 税	2,560	3,050	2,940	2,460	2,510
地 方 税	1,983	2,460	2,349	2,171	2,214
減収額計	4,543	5,510	5,289	4,631	2,724
波及効果(総額)	18,803	25,953	30,838	28,718	29,245

  

年度	28(見込)	29(見込)
国 税	2,540	2,540
地 方 税	2,234	2,234
減収額計	4,774	4,774
波及効果(総額)	29,646	29,646

減収額が4,731百万円となるが、農地、農業用機械等への投資による波及効果は28,718百万円と減収額を上回るため、是認できる。(当該措置は準備金、圧縮記帳による課税の繰り延べであるため、国に入るはずであった「初年度の税收」が後年度に入るものとして考えた場合、国が失う損失は「機会費用」と考えられるため、比較する対象としては、「国は税收が足りない場合は国債を発行する」際の費用として国債の最低金利保証(0.05%)を減収額に乗じた金額等が考えられる。なお、その場合、5年間の国の損失費用は減収額の1%にも満たず、その費用を上乗せしたとしてもなお、波及効果が減収額を上回る。)

		<p>※ 当該措置が農業用機械等の購入理由かどうかを判別するためには、この措置の適用者に対し調査する必要があるが、別途調査を行うのは多大な費用が掛かる。</p> <p>措置の適用を受けないで投資をすることも可能な中、経営改善計画における取得計画の概ね8割を超える農業用固定資産が本措置を活用して取得されていることを勘案すれば、設備投資理由の一つに、この措置があると考えることが妥当であると考え、措置を適用して、設備投資等を行っている措置については、当該措置がインセンティブの一つになっていると考えられる。</p> <p>※ 経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用                  ※消費転換係数は0.73で算出</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、経営所得安定対策等の農業経営の安定等を目的に交付された交付金が、更に、農地や農業用機械等の農業用固定資産への投資に充てられるよう誘導・支援するものであるが、これらの農業用固定資産の導入のための投資額は多額となることから、その投資額を蓄積する必要がある。</p> <p>租税特別措置である準備金は、将来の支出に備えて、複数年に亘り今の所得を積み立て、損金算入することを認めるものであることから、経営発展に向けた計画的な大型投資を支援する措置としては、補助金等に比べて政策効果が高い。</p> <p>③: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>経営所得安定対策等の交付金は、その用途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。</p> <p>一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。</p>
		<p>④: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	<p>本措置の拡充をすることが妥当。                  (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成27年度税制改正要望時</p>

③ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例

2	要望の内容	<p>・農業生産法人が飼育した肉用牛を、家畜市場、中央卸売市場、農林水産大臣が認定した食肉市場等において売却した場合又は飼育した生後1年未満の肉用子牛を農林水産大臣が指定した農業協同組合若しくは同連合会に委託して売却した場合、1頭当たりの売却価格が100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満の肉用牛又は高等登録牛であって、その肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内であるとき、その肉用牛の当該売却による利益の額を損金の額に算入する。</p>
---	-------	--

		・本特例の適用対象となる法人である農業生産法人について、農地法改正に伴い役員の農作業従事要件及び議決権要件が見直されるため、改正後も引き続き本特例を措置する。
3	担当部局	生産局畜産部食肉鶏卵課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・創設年度: 昭和 42 年度創設(地方税は昭和 44 年度) ・改正経緯: 平成 26 年度: 延長。 平成 23 年度: 延長、1 戸当たりの売却頭数の上限を見直し(2,000 頭から 1,500 頭)、1 頭当たりの売却価格の上限を見直し(交雑種の売却価格の上限を 100 万円から 80 万円)。 平成 20 年度: 延長、1 戸当たりの売却頭数に上限(2,000 頭)を設定、1 頭当たりの売却価格の上限を見直し(乳用種の売却価格の上限を 100 万円から 50 万円)。 平成 17 年度: 延長、適用期間を 5 年間に 3 年間に短縮。 昭和 56 年度: 延長、子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛を対象に追加、1 頭当たりの売却価格に上限(100 万円)を設定。
6	適用又は延長期間	・法人税 平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで 3 年以上を要するなど飼養期間が長く、投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 また、配合飼料価格の高騰による飼料コストの増加、人口減少による国内需要の減少、EPAによる国際化の進展により厳しい環境にある中で、TPP等による更なる国際化が進展する可能性がある。 このような環境にある我が国の肉用牛経営に対して、本特例措置を講ずることにより、規模拡大等による経営体質の強化により経営の安定化を図り、国民から求められる国産牛肉の安定供給を確保するとともに、離島、山村地域等条件不利地域を含む国土の保全・有効活用、雇用の創出等による地域経済の活力の維持、「攻めの農林水産業」の重要項目である牛肉の輸出の拡大に資する。 《政策目的の根拠》 「食料・農業・農村基本計画(平成 27 年 3 月閣議決定)」 ・「農業生産については、農業者その他関係者が、国内生産による食料生産能力の維持向上を図りつつ、マーケットインの発想による多様かつ高度な消費者ニーズに対応した国内農業の生産を拡大することが重要」とされており、主要品目毎の生産数量目標等を定めている。  「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(平成 27 年 3 月農林水産省)」 ・「酪農及び肉用牛生産は、関連産業の裾野が広いことから、その振興は、関連産業の発展等を通じて地域の雇用と所得の創出に資する。」「酪農及び肉用牛生産は、良質な動物性たんぱく質の供給のほか、地域資源の活用による国土の保全や景観形成、堆肥の土壌への還元による資源循環の促進、雇用の創出による地域の活性化に資する」とされている。  「成長戦略(平成 25 年 6 月閣議決定)」 ・「2020 年に農林水産物・食品の輸出額を 1 兆円(現状約 4,500 億円)とする」とき

		れ、牛肉は、輸出拡大を図る日本食を特徴付けるコンテンツの1つとされている。また、「今後 10 年間で 6 次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定し、実行に移す」とされている。														
②	政策体系における政策目的の位置付け	[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 農業の持続的な発展 [政策分野] 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革														
③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「食料・農業・農村基本計画(平成 27 年 3 月閣議決定)」において、平成 37 年度を目標年度として牛肉(枝肉)の生産努力目標を設定していることから、これを達成目標としている。 <table border="1" data-bbox="1489 598 2083 726"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">目 標</th> </tr> <tr> <th>25 年度 (A)</th> <th>37 年度 (B)</th> <th>年平均伸び率 (%) (25～37 年度)</th> <th>比率 (%) (B) / (A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉(枝肉)生産量 (単位: 万トン)</td> <td>51</td> <td>52</td> <td>0.1</td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table> 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 牛肉(枝肉)生産量、1 戸当たりの飼養頭数  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、規模拡大等による経営体質の強化を通じ肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与している。		目 標				25 年度 (A)	37 年度 (B)	年平均伸び率 (%) (25～37 年度)	比率 (%) (B) / (A)	牛肉(枝肉)生産量 (単位: 万トン)	51	52	0.1	102
	目 標															
	25 年度 (A)	37 年度 (B)	年平均伸び率 (%) (25～37 年度)	比率 (%) (B) / (A)												
牛肉(枝肉)生産量 (単位: 万トン)	51	52	0.1	102												

8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>23年度 (実績)</td> <td>24年度 (実績)</td> <td>25年度 (実績)</td> <td>26年度 (見込)</td> <td>27年度 (見込)</td> <td>28年度 (見込)</td> </tr> <tr> <td>対象者数</td> <td>2,060</td> <td>2,060</td> <td>2,060</td> <td>2,060</td> <td>2,060</td> <td>2,060</td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>951</td> <td>1,020</td> <td>1,117</td> <td>1,117</td> <td>1,117</td> <td>1,117</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度 (見込)</td> <td>30年度 (見込)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>対象者数</td> <td>2,060</td> <td>2,060</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>適用者数</td> <td>1,117</td> <td>1,117</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>法人における適用実態と将来推計</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>951</td> <td>1,020</td> <td>1,117</td> <td>1,117</td> </tr> <tr> <td>適用総額</td> <td>16,800百万円</td> <td>21,400百万円</td> <td>22,900百万円</td> <td>22,900百万円</td> </tr> </table> <p>(平成25年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189回国会報告))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法に規定された農業生産法人であれば誰でも利用可能であり、適用者が特定の者に偏っていることはない。</li> <li>・前回要望時(H25年)において想定したH25年度の適用者数は951であったが、H25年度の実績は1,117であり、想定を上回った。</li> <li>・平成37年度における達成目標は平成25年度とほぼ同値であることから、平成30年における適用額将来推計は平成25年度と同値とする。</li> </ul> <p>※算定根拠は別添3参照</p>		23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	対象者数	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060	適用者数	951	1,020	1,117	1,117	1,117	1,117		29年度 (見込)	30年度 (見込)					対象者数	2,060	2,060					適用者数	1,117	1,117						平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成30年度	適用件数	951	1,020	1,117	1,117	適用総額	16,800百万円	21,400百万円	22,900百万円	22,900百万円
			23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																																																				
対象者数	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060																																																						
適用者数	951	1,020	1,117	1,117	1,117	1,117																																																						
	29年度 (見込)	30年度 (見込)																																																										
対象者数	2,060	2,060																																																										
適用者数	1,117	1,117																																																										
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成30年度																																																								
適用件数	951	1,020	1,117	1,117																																																								
適用総額	16,800百万円	21,400百万円	22,900百万円	22,900百万円																																																								
② 減収額	(単位:百万円)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>23年度 (実績)</td> <td>24年度 (実績)</td> <td>25年度 (実績)</td> <td>26年度 (見込)</td> <td>27年度 (見込)</td> <td>28年度 (見込)</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>2,935</td> <td>4,350</td> <td>4,427</td> <td>4,427</td> <td>4,427</td> <td>4,427</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29年度 (見込)</td> <td>30年度 (見込)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>4,427</td> <td>4,427</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table> <p>法人における地方税減収額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>道府県民税</td> <td>事業税</td> <td>市町村民税</td> <td>地方法人特別税</td> </tr> <tr> <td>293</td> <td>1,112</td> <td>720</td> <td>902</td> </tr> </table> <p>(平成25年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第189回国会報告))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用額の将来推計については、達成目標としている牛肉生産量の伸び率が0.1%とほぼ前年同であることから、平成30年までの適用額</li> </ul>		23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	減収額	2,935	4,350	4,427	4,427	4,427	4,427		29年度 (見込)	30年度 (見込)					減収額	4,427	4,427					道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税	293	1,112	720	902																						
	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																																																						
減収額	2,935	4,350	4,427	4,427	4,427	4,427																																																						
	29年度 (見込)	30年度 (見込)																																																										
減収額	4,427	4,427																																																										
道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税																																																									
293	1,112	720	902																																																									

	※算定根拠は別添3参照																																		
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度~平成25年度)          前回要望時(H25年)において目標としていた牛肉生産量52万トン(H32年度)に対し、H25年度実績は51万トンにとどまった。目標を下回った理由は、H22年に宮城県で発生した口蹄疫の影響により減少した肉用牛の頭数が元の水準に回復していないこと、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故等に伴う肉用牛飼養頭数の減少による影響が大きいと考えられる。          本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減され、規模拡大等による経営体質の強化を通じ肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与している。</p> <p>[牛肉生産量の推移]</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)</td> <td>51</td> <td>51</td> <td>51</td> <td>51</td> </tr> </table> <p>(農林水産省:食肉流通統計)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度~平成29年度)          1戸当たりの飼養頭数は増加しており、規模拡大は進んでいる。          (単位:頭)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>22年 (実績)</td> <td>23年 (実績)</td> <td>24年 (実績)</td> <td>25年 (実績)</td> <td>26年 (実績)</td> </tr> <tr> <td>1戸当たりの頭数</td> <td>38.9</td> <td>39.7</td> <td>41.8</td> <td>43.1</td> <td>44.6</td> </tr> </table> <p>(農林水産省:畜産統計)</p> <p>[牛肉生産量の推移]</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>25年度 (実績)</td> <td>26年度 (実績)</td> <td>27年度 (見込)</td> <td>28年度 (見込)</td> <td>29年度 (見込)</td> </tr> <tr> <td>牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)</td> <td>51</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>51</td> <td>52</td> </tr> </table> <p>(農林水産省:畜産物流通統計)</p> <p>今後も本特例措置を講ずることにより、肉用牛の売却所得に係る税負担が軽減し、規模拡大等の経営体質の強化を通じ肉用牛経営の安定と国産牛肉の安定的な供給に寄与していくこととしており、目標年度(37年度)における達成は十分可能である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度)          肉用牛生産は、重要な動物性たんぱく質の供給源であるほか、地域資源の活用による地域の雇用の創出や国土の保全等に重要な役割を果たすものとされている。</p>		22年度	23年度	24年度	25年度	牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)	51	51	51	51		22年 (実績)	23年 (実績)	24年 (実績)	25年 (実績)	26年 (実績)	1戸当たりの頭数	38.9	39.7	41.8	43.1	44.6		25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)	牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)	51	50	51	51	52
	22年度	23年度	24年度	25年度																															
牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)	51	51	51	51																															
	22年 (実績)	23年 (実績)	24年 (実績)	25年 (実績)	26年 (実績)																														
1戸当たりの頭数	38.9	39.7	41.8	43.1	44.6																														
	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)																														
牛肉(枝肉)生産量 (単位:万トン)	51	50	51	51	52																														

本特例措置による免税相当額の活用先は、アンケート調査によれば、64%が「運転資金」と回答しもっとも多く、次いで「飼養頭数の増」10%、「施設整備」6%で合計80%を占めており、肉用牛生産の維持や経営体質の強化に仕向けられ、安定的な経営を育成する上で極めて有効なツールとなっている。このため、本特例措置が延長されない場合には、肉用牛経営の安定的な継続が困難となり、牛肉供給が減少し、さらには関連産業にも大きな影響を与えるおそれがあると考えられる。

《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成30年度)  
 <経済波及効果の試算>  
 平成25年度減収額4,427百万円のうち、アンケート調査において運転資金、飼養頭数の増、施設整備に使われた割合(80%)に当たる3,542百万円を、肉用牛生産に投資した場合、経済波及効果は、生産誘発額として、約10,722百万円となる。

生産誘発額の内訳  
 第1次波及効果  
 ・(直接効果)肉用牛生産部門への投入額3,542百万円  
 ・(間接効果)飼料・運輸等で6,197百万円  
 第2次波及効果  
 ・不動産、商業等で984百万円

減収額の4,427百万円に対し、経済波及効果は10,722百万円と減収額を上回るため、是認できる

※経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用  
 ※消費転換係数は0.73で算出  
 ※経済波及効果は、2次効果まで算出  
 ※経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添4参照

また、以下のとおり、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回るため、本税制措置には税込減を是認する効果があると考えている。

(単位:百万円)

	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
減収額	2,935	4,350	4,427	4,427	4,427	4,427
経済波及効果	7,108	10,535	10,722	10,722	10,722	10,722

  

	29年度 (見込)	30年度 (見込)
減収額	4,427	4,427
経済波及効果	10,722	10,722

本特例措置の延長により、将来にわたり牛肉の安定供給に寄与するとともに、関連産業にも多大な経済波及効果があると見込まれる。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	肉用牛経営における生産性の向上や規模拡大に向けた設備投資等、創意工夫による多様な取組を促す上では、税制面の軽減措置を行うことが有効である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	肉用牛経営は、施設や肉用牛への多額の投資が必要な一方、繁殖雌牛が妊娠・分娩し、肥育・出荷するまで3年以上を要するなど飼養期間が長く投資した資金の回転が遅い上に、景気変動等による牛枝肉価格や子牛価格の変動の影響を受けやすい。 そのような中で、肉用子牛生産者補給金制度では、指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、国から補給金を交付している。また、肉用牛肥育経営安定特別対策事業では、肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合に差額の一部を補填金として交付している。いずれの措置も、生産者の収益性が悪化した際のセーフティネットとして機能している。 一方、本特例措置は、上記予算措置とともに、資金効率が悪く、経営リスクの高い肉用牛経営の安定を図るとともに、規模拡大等による経営体質の強化を促進し、国産牛肉の安定的な供給に資するものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	都道府県及び市町村は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、「都道府県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」又は「市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」を作成し、それらの計画に沿って肉用牛生産の近代化を図っており、その実現を図るために地方公共団体が本措置に協力することは妥当である。
10	有識者の見解		本措置の拡充をすることが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年度税制改正要望時

(法人税)

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	平成28年度減税見込額 2,540百万円
--------------------------------	-------------------------

(根拠条項：措法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65)

1. 減税見込額等の積算

- ① 交付金増減率： $(665,244\text{百万円}-720,318\text{百万円}) \div 720,318\text{百万円} \approx 7.6\%$   
 対象交付金総額の25年度予算額→26年度予算額の増減率  
 $(678,851\text{百万円}-665,244\text{百万円}) \div 665,244\text{百万円} \approx 2.0\%$   
 対象交付金総額の26年度予算額→27年度予算額の増減率  
 $(685,117\text{百万円}-678,851\text{百万円}) \div 678,851\text{百万円} \approx 0.92\%$   
 対象交付金総額の27年度予算額→28年度要求額の増減率
- ② 適用件数の算出 5ヵ年増加率平均
- |        |          |                                       |
|--------|----------|---------------------------------------|
| 平成21年度 | 1,945 法人 | [前年度からの増減率]                           |
| 平成22年度 | 2,172 法人 | $(2,172-1,945)/1,945 = 11.7\%$        |
| 平成23年度 | 2,865 法人 | $(2,865-2,172)/2,172 = 31.9\%$        |
| 平成24年度 | 3,535 法人 | $(3,535-2,865)/2,865 = 23.4\%$        |
| 平成25年度 | 3,745 法人 | $(3,745-3,535)/3,535 = 5.9\%$         |
| 平成26年度 | 3,200 法人 | $(3,200-3,745)/3,745 = \Delta 15.0\%$ |
- $[11.7\%+31.9\%+23.4\%+5.9\%+(-15.0\%)] \div 5 \approx 12.0\%$   
 (※この増加率の算出には、特例措置の適用を受けるための大臣証明の集計(全数調査)数値を用いた)
- ③ 減税見込額の算出(単位：億円)
- (26年度)  
 178億円(平成25年度適用総額) × (100% + 7.6%) (①の交付金増減率25→26年度)  
 = 164億円(平成26年度適用見込額)  
 164億円 × 15% = 24.6億円
- (27年度)  
 164億円(平成26年度適用見込額) × (100% + 2.0%) (①の交付金増加率26→27年度)  
 = 167億円(平成27年度適用見込額)  
 167億円 × 15% = 25.1億円
- (28年度)  
 167億円(平成27年度適用見込額) × (100% + 0.92%) (①の交付金増加率27→28年度)  
 = 169億円(平成28年度適用見込額)  
 169億円 × 15% = 25.4億円

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

- 租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第189回国会提出)
- 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第183、186、189回国会報告)

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：億円)

区分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)
対象者数注1	12,967	13,720	14,362	15,216	16,121	17,080	18,096
適用件数注2	2,004	2,463	2,539	2,844	3,185	3,537	3,961
減税見込額注3	25.6	30.5	29.4	24.6	25.1	25.4	25.4

- 注1) 対象者数は、農業生産法人数。26年度以降は見込み値。  
 注2) 平成26年度の適用法人数は、平成25年度実績2,539に1の②で算出した『適用件数5ヵ年の増加率平均約12.0%』を乗じて算出した。平成27年度以降についても、同様の方法で算出した。  
 注3) 減税見込額については、25年度までは、租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第189回国会報告)の適用総額より試算した。26年度以降は、適用総額に1の①で算出した各年の対象交付金増減額を乗じたものから試算した。平成29年度については、28年度と同額とした。

(法人住民税、法人事業税)

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	平成28年度減税見込額 2,234百万円
--------------------------------	-------------------------

(根拠条項：措法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65)

1. 減税見込額等の積算

- ① 交付金増減率： $(665,244\text{百万円}-720,318\text{百万円}) \div 720,318\text{百万円} \approx 7.6\%$   
 対象交付金総額の25年度予算額→26年度予算額の増減率  
 $(678,851\text{百万円}-665,244\text{百万円}) \div 665,244\text{百万円} \approx 2.0\%$   
 対象交付金総額の26年度予算額→27年度予算額の増減率  
 $(685,117\text{百万円}-678,851\text{百万円}) \div 678,851\text{百万円} \approx 0.92\%$   
 対象交付金総額の27年度予算額→28年度要求額の増減率
- ② 適用件数の算出 5ヵ年増加率平均
- |        |          |                                       |
|--------|----------|---------------------------------------|
| 平成21年度 | 1,945 法人 | [前年度からの増減率]                           |
| 平成22年度 | 2,172 法人 | $(2,172-1,945)/1,945 = 11.7\%$        |
| 平成23年度 | 2,865 法人 | $(2,865-2,172)/2,172 = 31.9\%$        |
| 平成24年度 | 3,535 法人 | $(3,535-2,865)/2,865 = 23.4\%$        |
| 平成25年度 | 3,745 法人 | $(3,745-3,535)/3,535 = 5.9\%$         |
| 平成26年度 | 3,200 法人 | $(3,200-3,745)/3,745 = \Delta 15.0\%$ |
- $[11.7\%+31.9\%+23.4\%+5.9\%+(-15.0\%)] \div 5 \approx 12.0\%$   
 (※この増加率の算出には、特例措置の適用を受けるための大臣証明の集計(全数調査)数値を用いた)

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

- 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第183、186、189回国会提出)
- 租税特別措置の適用実績調査の結果に関する報告書(第189回国会報告)

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：百万円)

区分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)
対象者数注1	12,967	13,720	14,362	15,216	16,121	17,080	18,096
適用件数注2	2,004	2,463	2,539	2,844	3,185	3,537	3,961
減税見込額注3	25.6	30.5	29.4	24.6	25.1	25.4	25.4
道府県民税	214	236	227	210	214	216	216
市町村民税	526	580	558	516	526	531	531
事業税	687	909	864	798	814	821	821
地方法人特別税	557	736	700	647	660	666	666
計	1,983	2,460	2,349	2,171	2,214	2,234	2,234

- 注1) 対象者数は、農業生産法人数。26年度以降は見込み値。  
 注2) 平成26年度の適用法人数は、平成25年度実績2,539に1の②で算出した『適用件数5ヵ年の増加率平均約12.0%』を乗じて算出した。平成27年度以降についても、同様の方法で算出した。  
 注3) 減税見込額については、各年、1の①で算出した各年の対象交付金増減額を乗じて算出した。平成29年度については、28年度と同額とした。

別添3

H25年度

H25年度法人税適用件数:1,117法人※1

・法人税……① 単位:百万円  
(平成25年度財務省減収額試算)※2  
 1,400

・法人住民税……② 単位:百万円  
(道府県民税)※3 (市町村民税)※3  
 1,013 = 293 + 720

・法人事業税……③ 単位:百万円  
(事業税)※3 (地方法人特別税)※3  
 2,014 = 1,112 + 902

※1「平成25年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第189回国会報告)」  
 ※2「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成25年度)を基に試算した減収額(実績推定)(財務省)」  
 ※3「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第189回国会報告)」

○減税見込み額  
 ①+②+③ = 4,427 百万円

H26～H30の見込額は、上記の積算方法を用いて算出。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)	H29 (見込)	H30 (見込)
適用件数	951	1,020	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117	1,117
減税見込額(単位:百万円)	2,935	4,350	4,427	4,427	4,427	4,427	4,427	4,427

1. 減税見込額積算

H23年度

H23年度法人税適用件数:951法人※1

・法人税……① 単位:百万円  
(平成23年度財務省減収額試算)※2  
 600

・法人住民税……② 単位:百万円  
(道府県民税)※3 (市町村民税)※3  
 871 = 252 + 619

・法人事業税……③ 単位:百万円  
(事業税)※3 (地方法人特別税)※3  
 1,464 = 808 + 656

※1「平成23年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第183回国会報告)」  
 ※2「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成23年度)を基に試算した減収額(実績推定)(財務省)」  
 ① 特別措置の適用により所得金額がゼロまたはマイナスとなった法人(欠損法人)の適用額については、減収額試算上考慮しない  
 ② 資本金1億円以下の法人の法人税率については、平成23年度会社標本調査(国税庁)から算出した平均税率を用いる  
 ③ 償却関係の特別措置については、償却限度額が全額損金の額に算入されたものとする  
 など、一定の前提を置いて試算したもの。

※3「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第186回国会報告)」

○減税見込み額

①+②+③ = 2,935 百万円

H24年度

H24年度法人税適用件数:1,020法人※1

・法人税……① 単位:百万円  
(平成24年度財務省減収額試算)※2  
 1,500

・法人住民税……② 単位:百万円  
(道府県民税)※3 (市町村民税)※3  
 946 = 273 + 673

・法人事業税……③ 単位:百万円  
(事業税)※3 (地方法人特別税)※3  
 1,904 = 1,050 + 854

※1「平成24年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第186回国会報告)」  
 ※2「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成24年度)を基に試算した減収額(実績推定)(財務省)」  
 ※3「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第186回国会報告)」

○減税見込み額  
 ①+②+③ = 4,350 百万円

別添4

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
23年度	肉用牛 (2,348)		
24年度	肉用牛 (3,480)		
25年度	肉用牛 (3,542)		
26年度	肉用牛 (3,542)		
27年度	肉用牛 (3,542)		
28年度	肉用牛 (3,542)		
29年度	肉用牛 (3,542)		
30年度	肉用牛 (3,542)		

## 投入額の考え方

平成24年度に行ったアンケート調査「肉用牛売却所得の課税の特例に関する実態調査」によれば、免税相当額の活用先は、「運転資金」、「飼養頭数の増」、「施設整備」が80%であった。平成25年度の減収額4,427百万円の80%に当たる3,542百万円を投入額とした。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（卸売市場）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（卸売市場） （国税）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	土地収用法の規定に基づき、法人の有する土地が卸売市場の用に供するために取用され、補償金により代替資産の取得をした場合、圧縮限度額の範囲内で損金経理等を行ったときは、その減額した金額を損金算入。
3	担当部局	食料産業局食品製造卸売課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 46 年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）では、各卸売市場がそれぞれの立地条件や独自の強みを踏まえた経営戦略を確立し、産地や実需者との連携を通じた魅力ある生産物の集荷・販売を推進するとともに、青果物等の輸出拠点としての卸売市場の活用等を図るなど、更なる機能の高度化を図ることとしている。 このため、公共目的により取用された財産の所有者の譲渡所得等に対する課税の特例を設け、卸売市場用地の確保の円滑な推進を図っているところ。譲渡所得への課税にあたり本措置により軽減措置を講じることにより、取用を円滑に進め卸売市場機能の高度化の実現を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○ 食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定） 第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 1. 食料の安定供給の確保に関する施策 (3) 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 ① 6次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進 イ 食品流通の効率化や高度化等 食品流通の各段階における効率化や機能の高度化等を推進する。 具体的には、生鮮食料品等の流通基盤である卸売市場が直面する様々な課題に的確に対応し、その機能の更なる高度化を図るため、各市場それぞれの立地条件や独自の強みを踏まえた経営戦略を確立し、産地や実需者との連携を通じた魅力ある生産物の集荷・販売を推進する。また、青果物等の輸出拠点として、卸売市場の活用を目指す新たな取組などを推進するとともに、農産物先物市場について、市場環境を整備する。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p>				
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 用地取得を収用によって進める必要が生じたときに本特例措置により収用を円滑に進めること。強制的手段である収用の性格上、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 卸売市場の用に供される土地の取得を収用によって進める必要が生じたときに、収用を円滑に進めるための措置であり、強制的手段である収用という行政行為の性格上、測定指標について予め計画性を持って想定し、定量的に設定することは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、地域の流通実態に応じた卸売市場用地の確保を実現することにより、地域における生鮮食品等の安定供給、適正な価格形成と流通の合理化に寄与するものと考えている。</p>				
8	有効性等	① 適用数等	<p>(単位:件数)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>22~26 年度実績</td> </tr> <tr> <td>適用市場数</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>卸売市場用地として土地を収用された法人を対象にしており、特定の者に偏っていない。</p> <p>なお、適用市場数について、租特透明化法に基づき把握される情報は、本特例措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本特例措置分のみを抽出することができず、当該情報を用いることができないため、独自の調査を行い、把握している。</p>		22~26 年度実績	適用市場数	0
	22~26 年度実績						
適用市場数	0						
		② 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>22~26 年度実績</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報は、本特例措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本特例措置分のみを抽出することができず、当該情報を用いることができないため、独自の調査を行い、把握している。</p>		22~26 年度実績	減収額	0
	22~26 年度実績						
減収額	0						
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22~26 年度) 近年実績はないが、卸売市場用地を土地所有者から円滑に確保することにより、円滑な卸売市場の機能高度化を促進するとともに地域における生鮮食品等の流通の合理化に寄与するものと考えられる。</p>				

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22~26 年度) 近年実績はないが、卸売市場の用に供される土地の取得を収用によって進める必要が生じたときに本特例措置により収用を円滑に進めることができると考えられる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22~26 年度) 収用による用地取得は近年実績はないが、用地確保が困難な場合において、用地を円滑に取得するためには本特例措置が必要である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、資産所有者の収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る非課税措置である。また、資産所有者からの収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが適当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分	<p>【地方税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合等が一定の貸付を受けて、共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例措置(不動産取得税)</li> <li>・農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る特例措置(固定資産税)</li> <li>・卸売市場及びその機能を補完する施設に係る特例措置(事業所税)</li> </ul> <p>【予算措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強い農業づくり交付金</li> </ul> <p>【金融措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品流通改善資金(卸売市場近代化施設)</li> </ul> <p>上記税制措置は、卸売市場の施設・機械等の取得に係るものであり、対象としている内容が異なる。</p> <p>また、上記予算措置及び金融措置は、卸売市場における品質管理の高度化等に資する施設・設備等に係る支援措置であり、本特例措置とは対象としている内容が異なるものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、卸売市場用地の確保の円滑化を図るものであり、地方公共団体にとっても、地域における卸売市場の適正配置を通じた生鮮食品等の安定供給の確保の観点から、効果があるものとする。</p>
10	有識者の見解		<p>本措置を継続することが妥当。 (平成 27 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	評価結果の反映の方向性		<p>引き続き継続を要望する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>平成 22 年 6 月~8 月</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（土地改良事業）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況

過去の効果・達成目標の実現状況について、平成24年度における本措置の適用のあった農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率64%と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

⑨ 過去の税収減是認効果

過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(土地改良事業) (国税)(法人税:義)(租税特別措置法第64条、第68条の70)
2	租税特別措置等の内容	法人が土地改良法による換地処分に伴い受け取る清算金で代替資産を取得した場合、圧縮限度額の範囲内で代替資産の帳簿価額を損金経理により減額したとき、又はその圧縮限度額以下の全額を積み立てる方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額を損金算入する。 <small>注)換地処分とは、ほ場整備事業等の実施による農用地の区画形質の変更に伴い、工事前の土地に対し、その土地に代わる工事後の新たな土地(換地)を定め、一定の法手続を経た後、当該換地を工事前の土地とみなす行政処分である。</small>
3	担当部局	農村振興局整備部土地改良企画課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和26年創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 食料自給率向上の基礎となる農地の有効利用を着実に推進するため、土地利用型農業において地域の中心となる経営体に対して農地の利用集積を図る必要がある。</p> <p>このため、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」及び同年12月の「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「今後、10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を目指すこととされた。</p> <p>また、平成24年3月に閣議決定された「土地改良長期計画」では、生産性の高い土地利用型農業の実現に不可欠な農地の大区画化・汎用化等の整備を行う農業生産基盤整備実施地区において、他の生産・経営関係の施策と連携を図りながら、地域の中心となる経営体への農地集積率を約8割以上に向上させることとしている。</p>

	<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○土地改良法(昭和24年法律第195号) 第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (4)優良農地の確保と有効利用の促進 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。</p> <p>○土地改良長期計画(平成24年3月30日閣議決定) 第3 政策課題を達成するための目標と具体の取組 【政策目標1】農地の大区画化・汎用化等による農業の体質強化 (1)農地の大区画化等と地域の中心となる経営体への農地集積</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 第I. 総論 5.「成長への道筋」に沿った主要施策例 (1)民間の力を最大限引き出す ⑤農林水産業を成長産業にする &lt;成果目標&gt; 今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万人とする</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂) III 政策の展開方向 3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減 &lt;目標&gt; 今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2. 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 ⑥優良農地の確保と有効利用の促進</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 今後 10 年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立するという政策目的に基づき、農業生産基盤整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率については、平成 28 年度までに 80%以上とする目標を設定。														
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 農業生産基盤整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率について、平成 28 年度までに 80%以上とする目標に寄与。 ただし、農業生産基盤整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積は、本措置以外の租税特別措置や補助事業等が相まって円滑な農業生産基盤整備を実施することにより、推進されるものであることから、本措置のみの測定指標を設定することは困難。														
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により換地処分の円滑な実施が図られ、農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積が進むことにより、今後 10 年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立するという政策目的に寄与する。														
8 有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局土地改良企画課調べ)</p> <p>※ 租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出できなかったため、当該情報を用いることができなかったことから、独自に調査を実施した。</p> <p>本措置は、農業生産法人が換地処分に伴い受け取る清算金で代替資産を取得した場合に適用されるものであるところ、法人経営であっても農地の所有権は個人名義であったり、事業実施後に法人化されることも多いことから、本措置の適用件数等は少なかつたものと考えられるが、今後 10 年間で、法人を始めとする担い手への農地集積を強力に進めていく過程で農業生産基盤整備の実施が不可欠であり、それに伴う地区全体の換地処分の円滑な実施のため、本措置は引き続き措置されることが必要である。</p> <p>なお、本措置は換地処分等に伴い資産を取得する全ての法人に適用されるものであり、特定の者への偏りがあるものではない。</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	適用件数	0	0	0	2	0	0
	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度									
適用件数	0	0	0	2	0	0										
② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局土地改良企画課調べ)</p> <p>※1 算定根拠は別紙のとおり。 ※2 租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出できなかったため、当該情報を用いることができなかったことから、独自に調査を実施。</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	減収額	0	0	0	4	—	—	
区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度										
減収額	0	0	0	4	—	—										

	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～26 年度) ○農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率(平成 28 年度までに 80%以上)														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地集積率</td> <td>67%</td> <td>67%</td> <td>63%</td> <td>62%</td> <td>63%</td> <td>75% (目標値)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農地集積率は、農林水産省の実施施策に係る政策評価書に基づき記載。 なお、農地集積率とは、農業生産基盤整備事業の完了時において当該事業の受益面積に占める地域の中心となる経営体の経営等農用地面積の割合のこと。</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	農地集積率	67%	67%	63%	62%	63%	75% (目標値)
区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度										
農地集積率	67%	67%	63%	62%	63%	75% (目標値)										
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～26 年度) ○本措置の適用のあった農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地集積率</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>64%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局土地改良企画課調べ)</p> <p>※ 平成 24 年度における農地集積率は、本措置の適用があった農業生産基盤整備地区への聞き取りにより把握。 農地集積率(%) = 農業生産基盤整備事業の完了時における事業実施地区内の地域の中心となる経営体の経営等農用地面積 / 農業生産基盤整備事業の完了時における当該事業の受益面積 × 100 = 113.4ha / 176.3ha × 100 ≒ 64.3%</p> <p>平成 24 年度に本措置の適用のあった農業生産基盤整備地区における農地集積率は、租税特別措置等による達成目標に係る測定指標を上回る実績を上げており、引き続き政策目的の実現を図るため、本措置の存続により、農地利用集積を推進する必要がある。</p> <p>また、今後 10 年間で、法人を始めとする担い手への農地集積を強力に進めていく過程で農業生産基盤整備の実施が不可欠であり、それに伴う地区全体の換地処分の円滑な実施に支障を来すこととなるため、本措置は引き続き措置されることが必要である。</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	農地集積率	—	—	—	64%	—	—
区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度										
農地集積率	—	—	—	64%	—	—										

(別紙)

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～26年度)</p> <p>平成24年度に本措置の適用があった地区における農地集積率(64%)は、同年度の農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率(62%)を上回る実績を上げている。</p> <p>なお、本措置の適用があった平成24年度における減収額の実績が4千円と僅少であるものの、換地処分に当たり、事業参加者の農地に係る資産価値の変動に対応する本措置が設けられていることにより、事業実施前の計画段階における同意徴集等が容易となり、事業の円滑な実施が図られており、税込減を是認する効果が発揮されているものと考えている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>換地処分による農地集積等を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減させることが効果的である。このため、予算上の措置(補助事業・交付金事業)と比較して、毎年の予算額に左右されることなく、タイムラグなく税負担を軽減することが可能な租税特別措置の手法を採ることが適切である。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>換地を伴う農業生産基盤整備に対しては都道府県営事業による補助等が講じられているが、換地処分に伴う課税による事業参加農業者の資産減少を回避するための措置は本措置のみである。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>	
10	有識者の見解	<p>本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>	
11	評価結果の反映の方向性	<p>引き続き継続する。</p>	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成24年2月～8月</p>	

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(土地改良事業)【法人税】	平成26年度減税額 — 千円
--------------------------------------	-------------------

(租税特別措置法第64条、第68条の70)

1. 減税額積算

受取清算金から受け取った清算金に対応する土地の簿価額を差し引いたものが課税額(=損金算入額)となる。この課税額(損金算入額)に法人税率25.5%を乗じた数値を減税見込額とした。

[平成24年度実績]

$$16 \text{ 千円 (損金算入額)} \times 25.5\% = 4 \text{ 千円 (減税見込額)}$$

(課税額(損金算入額)は、土地改良企画課の調査による。)

2. 適用実績

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
適用法人数(法人)	—	—	—	2	—	—
損金算入額(千円)	—	—	—	16	—	—
減税見込額(千円)	—	—	—	4	—	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（森林法等）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。  
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（森林法等）（国税）（法人税：義、所得税：外）（租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70）
2	租税特別措置等の内容	個人、法人の有する資産において、森林法等の規定により収用され又は買取りの申出を拒み収用される等の場合における買取り等において、山林等の資産を譲渡し代替資産を取得した場合には、次の特例が適用される制度。 ① 補償金等の全額で代替資産を取得した場合又は補償金等の代わりに代替資産を受領した場合は課税しない。 ② 補償金等の一部で代替資産を取得した場合には補償金等の額と代替資産の購入価額との差額についてのみ課税する。
3	担当部局	林野庁 林政部 木材産業課／森林整備部 整備課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和26年度創設 昭和34年度改正 再評価方式を廃止し、譲渡益の1/2課税か、繰延課税か選択できる制度へと変更 昭和36年度改正 収用対象を追加 適用対象となる事業等の変更を経て現在に至る。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 林道、木材集積場、その他森林施業に必要な設備の円滑な整備。 ----- 《政策目的の根拠》 ● 森林・林業基本法（昭和39年7月9日法律第161号） （森林の有する多面的機能の発揮） 第2条 森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない。 ● 森林・林業基本計画（平成23年7月26日閣議決定） 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

		<p>1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策</p> <p>森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に進めていくこととする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>4. 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>⑰ 森林の有する多面的機能の発揮</p> <p>⑲ 林産物の供給及び利用の確保</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に必要な、林道や木材集積場等の森林施業に必要な設備の用地取得について、収用によって進める必要が発生したときに本特例措置により円滑に進めること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>強制的手段である収用の性格上、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>林道や木材集積場等の森林施業に必要な設備の用地取得について、収用によって進める必要が生じた場合、本措置により円滑に進められ、森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>平成 22 年度～平成 26 年度 0 件 (用地の収用は実施されているが、代替資産を取得した実態はない。)</p> <p>「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することが困難である。</p> <p>そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道関係各種調査（林野庁整備課長から都道府県林道担当部長あて）」により適用数等を把握した。</p>

	② 減収額	<p>平成 22 年度～平成 26 年度 一百万円 (用地の収用は実施されているが、代替資産を取得した実態はない。)</p> <p>「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することが困難である。</p> <p>そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道関係各種調査（林野庁整備課長から都道府県林道担当部長あて）」により適用数等を把握した。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 26 年度)</p> <p>本措置が存在することによって、用地取得が円滑に実施され、林道等の設備の円滑な整備が行われる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 26 年度)</p> <p>近年実績はないが、用地取得を収用によって進める必要が生じたときに本措置によって収用を円滑に進めることが可能であり、林道等の設備の整備推進ができると考えられる。</p> <p>《収用による用地取得の実績はあるが、収用に伴い代替資産を取得した実績はなかった。収用された者が代替資産の取得を行うか否かということは事前に予測できないが、公共の利益となる事業の用に供される用地の取得が円滑に実施され、森林の有する多面的機能の発揮にすることは本措置の存在が必要である。》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 26 年度)</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>林道や木材集積場、その他森林施業に必要な用地の取得を円滑に進めるために、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭（補償金）に対し、税負担を速やかに、かつ、確実に軽減させることが効果的である。このため予算上の措置（補助事業・交付金事業）と比較して、税負担を迅速かつ確実に軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが相当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置や義務付け等はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>該当なし。</p>
10	有識者の見解	<p>本措置を継続することが妥当。 (平成 27 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	評価結果の反映の方向性	<p>引き続き継続する。</p>

12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年6月～8月
-----------------------	------------



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（漁業権等）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。  
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（漁業権等） （国税）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	【法人税】 収用等に伴い代替資産を取得した場合において、圧縮限度額の範囲内（代替資産の取得価額に差益割合を掛けた金額）で帳簿価額を損金経理により減額する等を行ったとき、その減額した金額を所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。
3	担当部局	水産庁資源管理部漁業調整課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 26 年創設 昭和 41 年「漁業法等の規定による行政処分等に伴い資産が買収され又は消滅して補償金を取得する場合」を特例の対象に追加
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 収用等に伴う漁業権等の変更等を円滑に行うことにより、水産業の健全な発展を図る。 《政策目的の根拠》 水産基本法（平成 13 年 6 月 29 日法律第 89 号）第 3 条第 1 項（水産業の健全な発展） 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率のかつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁業経営の安定
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 収用等に伴う漁業権等の変更等を円滑に行うことによる水産業の健全な発展  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置は資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭（補償金）による特例措置であることから、強制的手段である収用の性格上、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 収用等に伴い支出された補償金は、その交付を受けた時において課税の特

			例を受けることにより、対象となる漁業権等に対する収用等が円滑に行われることが期待できる。
8	有効性等	①: 適用数等	実績なし 租税特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。
		②: 減収額	0円
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 昭和41年～平成26年) 実績はないが、収用等が行われ代替資産を取得した場合は、本措置の適用を受けることにより水産業の健全な発展が図られることになる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 昭和41年～平成26年) — (近年実績はないが、収用等に伴う漁業権等の変更等を進める必要が生じたときに本措置により収用等を円滑に進めることができると考えられる。) 《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 昭和41年～平成26年) 強制的な収用等による代替資産の取得が水産業の発展の妨げとならないようにするためには、減収となっても当該譲渡所得について課税の特例措置をとる必要がある。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る特例措置である。また、資産所有者の意思によらない収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	特段なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	特段なし
10	有識者の見解		本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年6月～8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（海岸法等）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。  
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（海岸法等） 国税（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	【法人】 収用等に伴い代替資産を取得した場合において、圧縮限度額（代替資産の取得価額に差益割合を掛けた金額）の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額する等を行ったとき、その減額した金額を所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。
3	担当部局	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 26 年創設 昭和 41 年「海岸法等の規定による行政処分等に伴い資産が買収され又は消滅して補償金を取得する場合」を特例の対象に追加
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土地等の収用及び漁業権の取消等を円滑に行うことにより、国土の保全及び水産業の健全な発展を図る。 《政策目的の根拠》 ・海岸法（昭和 31 年 5 月 12 日法律第 101 号）第 1 条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。 ・水産基本法（平成 13 年 6 月 29 日法律第 89 号）第 3 条第 1 項 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁村の健全な発展
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 土地等の収用、漁業権の取消等を円滑に行うことによる国土の保全及び水産業の健全な発展

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>海岸法に基づく海岸保全施設の整備において、土地等の収用、漁業権の取消等が生じた際に手続きを円滑に行うための措置であり、強制的手段である収用の性格上、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>土地等の収用、漁業権の取消等に伴い支出された補償金が、課税の特例を受けることにより、当該土地等の収用、漁業権の取消等が円滑に行われることが期待される。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>海岸事業の実施に伴い、土地が必要となった場合、通常は、その事業者が土地所有者や関係人と話し合いを行い、任意で契約を結んで、その土地を取得していることから、実績はない。また、海岸法の規定に基づく漁業権の取消等に伴う補償金の交付の実績もない。</p> <p>また、租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。</p> <p>本租税特別措置の対象者は、海岸法に基づく海岸保全施設の整備において収用される土地の所有者、取消される漁業権の所有者であり、特定の者に偏るものではない。</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年～平成26年)</p> <p>—(実績はないが、収用等が行われ代替資産を取得した場合は、本措置の適用を受けることにより、国土の保全及び水産業の健全な発展が図られることになる。)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年～平成26年)</p> <p>近年実績はないが、土地等の収用、漁業権の取消等を進める必要が生じたときに本措置により収用等を円滑に進めることができると考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年～平成26年)</p> <p>海岸法に基づく海岸保全施設の整備において、土地等の収用、漁業権の取消等が生じた際に手続きが円滑に行われることにより、当該事業の目的である国土の保全が促進されることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る特例措置である。また、資産所有者の意思によらない収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	特段なし

		③ 地方公共団体が協力する相当性	特段なし
10	有識者の見解		本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年(6月～8月)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	保険会社等の異常危険準備金（農業協同組合連合会）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。  
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	保険会社等の異常危険準備金（農業協同組合連合会） （国税）（法人税：義）、（地方税）（法人住民税、法人事業税：義）
2	租税特別措置等の内容	<p>(1)火災共済                      共済事業を行う農業協同組合連合会（以下「農協連合会」という。）が、火災共済等の異常災害損失の補填に充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の2%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能。                      積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の35%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。）</p> <p>(2)建物更生共済                      地震等による損失を補償する建物更生共済については、農協連合会が、建物更生共済の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の9%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能                      積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の75%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。）</p> <p>〔異常災害損失（共済種類ごとに、支払共済金の総額が正味収入共済掛金の総額の50%を超える場合における当該超過額に対応する損失）が生じた場合には、当該損失の額に相当する額の準備金を取り崩して益金に算入〕</p>
3	担当部局	経営局 協同組織課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>(1)火災共済                      ・制度創設：昭和32年度                      ・無税積立率の変遷                      昭和32年度：7%、昭和51年度：6%、昭和53年度：5%、昭和54年度：4.5%、昭和55年度：3.5%、昭和57年度：3%、昭和59年度：2%                      ・洗替保証率の変遷                      昭和49年度：50%、昭和51年度：47%、昭和52年度：44%、昭和53年度：41%、昭和54年度：38%、昭和55年度：35%</p> <p>(2)建物更生共済                      ・制度創設：昭和37年度                      ・無税積立率の変遷</p>

		<p>昭和37年度：7%、昭和40年度：15%、昭和53年度：13.5%、昭和55年度：11%、昭和57年度：9.5%、昭和59年度：9%</p> <p>・洗替保証率の変遷</p> <p>昭和49年度：75%、昭和53年度：73.5%、昭和54年度：72%、昭和55年度：75%</p>
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農協連合会の経営の健全性を確保することにより、共済金の支払を円滑にし、災害時における農家等の住宅再建等を円滑に行うこと。</p> <p>《政策目的の根拠》 農協連合会等は、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。(農業協同組合法第11条の13等)</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>〈大目標〉 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>〈中目標〉 2 農業の持続的な発展</p> <p>〈政策分野〉 ⑥ 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農協連合会が、巨大災害発生時においても、共済金の支払を円滑かつ確実にを行うことができるよう、異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 火災リスク、地震災害リスク、風水災害リスクに係る収入危険共済掛金の1000分の50を乗じて得た額が、正味収入共済掛金の一定率(火災共済にあつては2%、建物更生共済にあつては9%)に相当する額のいずれか大きい額以上を積み立てる(以下「法定積立水準」という。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 共済事業の性格上、予想を超える損害が発生する事態が考えられ、そうした異常災害損失へ備えることにより、農協連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できるための体制を整備できる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>1法人</p> <p>※ 当該税制措置は、火災保険を扱う保険会社、火災共済を扱う生協等に対しても同様に措置されており、また、共済金の支払を円滑に行うことによる効果は、農家等の共済契約者世帯534万戸(全世帯数5,595万戸)に及ぶこととなる。</p> <p>なお、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。</p>
		<p>② 減収額</p> <p>平成22年度：19,600百万円 平成23年度：18,514百万円 平成24年度：17,410百万円 平成25年度：17,254百万円 平成26年度：15,820百万円</p>

		※算定根拠：別紙参照																
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成21年度～平成26年度)</p> <p>(1)火災共済</p> <p>火災共済については、本措置により、毎年度、法定積立水準の異常危険準備金が積み立てられており、予想を超える損害発生時において共済金支払を円滑かつ確実にを行うための財務基盤が確保されている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年3月末</th> <th>26年3月末</th> <th>27年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無税分</td> <td>57</td> <td>46</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>有税分</td> <td>130</td> <td>141</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>188</td> <td>188</td> <td>188</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：全国共済農業協同組合連合会調べ</p>	区分	22年3月末	26年3月末	27年3月末	無税分	57	46	47	有税分	130	141	141	合計	188	188	188
		区分	22年3月末	26年3月末	27年3月末													
		無税分	57	46	47													
有税分	130	141	141															
合計	188	188	188															
<p>(2)建物更生共済</p> <p>建物更生共済については、本措置により、毎年度、法定積立水準の異常危険準備金が積み立てられており、巨大災害発生時において共済金支払を円滑かつ確実にを行うための財務基盤が確保されている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年3月末</th> <th>26年3月末</th> <th>27年3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無税分</td> <td>6,498</td> <td>5,501</td> <td>6,027</td> </tr> <tr> <td>有税分</td> <td>8,538</td> <td>10,648</td> <td>10,889</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,037</td> <td>16,149</td> <td>16,917</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：全国共済農業協同組合連合会調べ</p>	区分	22年3月末	26年3月末	27年3月末	無税分	6,498	5,501	6,027	有税分	8,538	10,648	10,889	合計	15,037	16,149	16,917		
区分	22年3月末	26年3月末	27年3月末															
無税分	6,498	5,501	6,027															
有税分	8,538	10,648	10,889															
合計	15,037	16,149	16,917															
<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成21年度～平成26年度)</p> <p>(1)火災共済</p> <p>本措置による直接的な効果は減収額そのものであり、本措置によって法定積立水準の異常危険準備金が毎年度積み立てられており、予想を超える損害発生時において、農協連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できる体制の整備に寄与している。</p> <p>なお、洗替保証率(35%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。現行制度の35%は、最大規模の異常災害損失をカバーし得る水準であることから、現時点において特段の支障は生じていないが、今後引き続き異常災害の発生状況等を注視していく必要がある。</p> <p>(2)建物更生共済</p> <p>本措置による直接的な効果は減収額そのものであり、本措置によって法定積立水準の異常危険準備金が毎年度積み立てられており、巨大災害発生時において、農協連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できる体制の整備に寄与している。</p> <p>洗替保証率については、建物更生共済が地震災害による損失を補償するものであることから75%とされている。当該水準は、これまで異常災害損失をカバーし得る水準であることから、現時点において特段の支障は生じていないが、建物更生共済は、巨大地震災害等による損失を補償するものであること</p>																		

別紙

		<p>から、今後引き続き異常災害の発生状況等を注視していく必要がある。</p> <p>また、火災共済及び建物更生共済とも、正味損害率(※)(50%)を超える損害を異常災害損失として取崩基準にしていることについては、東日本大震災発生の影響を強く受けた平成23年度において、損害率は92%を超過したものの、それ以降は50%を下回っており、概ね妥当なものと考えられる。</p> <p>※ 正味損害率=正味支払共済金÷正味収入共済掛金</p>
		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和59年～平成26年)</p> <p>減収額は、平成26年度で15,820百万円であるが、本措置により、農協連合会の異常危険準備金は、毎年度、法定積立水準が積み立てられ、巨大災害発生時において共済金支払を円滑かつ確実にするための財務基盤が確保されている(東日本大震災では、異常危険準備金2,648億円の取崩しにより、約9千億円の共済金が円滑かつ確実に支払われている。)</p> <p>なお、本措置は、異常災害の発生や10年経過時の洗い替えにより取り崩しが行われた場合に益金算入されるものであり、課税の繰延効果があるに過ぎないことを踏まえれば、無税積立による一時的な税込減は是認されるべきものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>法定積立水準の異常危険準備金の積立てを通じて、予想を超える損害が発生した場合にも、農協連合会が共済金の支払を円滑かつ確実にを行うようにすることに寄与するものであり、将来にわたって安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>異常危険準備金については、農業協同組合法等に基づき各事業年度の積立てに係る最低限の義務付けを行っているが、巨大災害発生時に共済金の支払を円滑かつ確実にを行うためには、より積極的な積立てを行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>全国各地で生じうる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な共済金の支払に資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは相当である。</p>
10	有識者の見解	<p>本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	評価結果の反映の方向性	<p>引き続き、本租税特別措置を継続する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成22年度に事後評価を実施した。</p>

1. 減収額積算(平成26年度)

・法人税……①

$$\text{減収額} = \text{(特例適用対象額)}\times 1 \times \text{(法人税率)}\times 2 \times \text{(〇〇率)}\times 3 \times \text{(〇〇率)}\times 4 \times \text{(〇〇率)}\times 5 \times \text{(法人税率)}\times 6$$

単位:百万円

・法人住民税……②

$$\text{減収額} = \text{(特例適用対象額)}\times 1 \times \text{(法人住民税率)}\times 3 \times \text{(〇〇率)}\times 3 \times \text{(〇〇率)}\times 4 \times \text{(〇〇率)}\times 5 \times \text{(法人税率)}\times 6$$

単位:百万円

・法人事業税……③

$$\text{減収額} = \text{(特例適用対象額)}\times 1 \times \text{(法人事業税率)}\times 4 \times \text{(〇〇率)}\times 3 \times \text{(〇〇率)}\times 4 \times \text{(〇〇率)}\times 5 \times \text{(法人税率)}\times 6$$

単位:百万円

・地方法人特別税……④

$$\text{減収額} = \text{(特例適用対象額)}\times 1 \times \text{(地方特別法人税率)}\times 5 \times \text{(〇〇率)}\times 3 \times \text{(〇〇率)}\times 4 \times \text{(〇〇率)}\times 5 \times \text{(法人税率)}\times 6$$

単位:百万円

- ※1については、直近4か年の平均増減値により算出
- ※2については、協同組合等の法人税率
- ※3については、市町村分と都道府県分の合算
- ※4については、特別法人に適用される税率
- ※5については、特別法人に適用される税率

○減収額  
①+②+③+④ = 15,820 百万円

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出(別添参照)。

2. 適用実績及び適用見込

区分	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)
適用件数	1	1	1	1	1	1
減収額(単位:百万円)	20,126	19,600	18,514	17,410	17,254	15,820

[租法：法人税：保険会社等の異常危険準備金の積立てに係る特例]

保険会社等の異常危険準備金	平成26年度減収額
	10,437 百万円

(根拠条項：租税特別措置法57条の5)

## 1. 減収額等の積算

農業協同組合連合会

下表のとおり

## 2. 適用実績及び適用見込み

(金額単位：百万円)

区 分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)
対象者数(千世帯)	5,540	5,423	5,579	5,493	5,405	5,342
適用法人数	1	1	1	1	1	1
準備金積立額 (a)	129,560	129,341	144,436	125,446	110,278	81,932
差引積立限度超過額 (b)	67,287	68,696	87,151	68,735	54,075	26,997
損金算入額 (a - b)	62,273	60,644	57,285	56,710	56,203	54,935
減収額	13,700	13,341	12,602	11,852	11,746	10,437
国税 (法人税)	13,700	13,341	12,602	11,852	11,746	10,437

注) 1. JA 共済連の決算データである。

準備金積立額、損金算入額の21年度～25年度の実績は、各年度における法人税申告書別表（保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書）より算出。対象者数、準備金積立額の26年度の見込みは、直近4か年の実績等の平均増減値より推計。

- 対象者数は建物更生共済の契約世帯数。適用法人数はJA共済連1団体（法人）。
- 準備金積立額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額」より算出。
- 損金算入額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額－差引積立限度超過額」より算出。
- 減収額は、「損金算入額×法人税率」より算出。法人税率は、平成23年度までは22%、平成24、25年度は20.9%（復興特別法人税含む）、平成26年度は19%である。

[租法：地方税：保険会社等の異常危険準備金の積立てに係る特例]

保険会社等の異常危険準備金	平成26年度減収額
	5,385 百万円

(根拠条項：租税特別措置法57条の5)

## 1. 減収額等の積算

下表のとおり

## 2. 適用実績及び適用見込み

(金額単位：百万円)

区 分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (実績)	
対象者数(千世帯)	5,540	5,423	5,579	5,493	5,405	5,342	
適用法人数	1	1	1	1	1	1	
準備金積立額 (a)	129,560	129,341	144,436	125,446	110,278	81,932	
差引積立限度超過額 (b)	67,287	68,696	87,151	68,735	54,075	26,997	
損金算入額 (a - b)	62,273	60,644	57,285	56,710	56,203	54,935	
減収額	国税 (法人税)	13,700	13,341	12,602	10,775	10,678	10,437
	地方税	2,370	2,308	2,180	1,864	1,847	1,805
	法人住民税	2,370	2,308	2,180	1,864	1,847	1,805
	法人事業税	2,241	2,183	2,062	2,041	2,023	1,977
	地方法人特別税	1,815	1,768	1,670	1,653	1,638	1,601

注) 1. JA 共済連の決算データである。

- 準備金積立額、損金算入額は、各年度における法人税申告書別表（保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書）より算出。
- 対象者数は建物更生共済の契約世帯数。適用法人数はJA共済連1団体（法人）。
- 準備金積立額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額」より算出。
- 損金算入額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額－差引積立限度超過額」より算出。
- 国税 (法人税) は「損金算入額×法人税率」により算出。法人税率は21年度～23年度22%、24年度～26年度19%により算出。
- 法人住民税は「法人税減収額×法人住民税率」により算出。税率は標準税率17.3%により算出。
- 法人事業税は「損金算入額×法人事業税率」により算出。税率は特別法人に適用される標準税率3.6%により算出。
- 地方法人特別税は「法人事業税減収額×地方法人特別税率」により算出。税率は特別法人に適用される81%により算出。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	保険会社等の異常危険準備金（全国森林組合連合会）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。  
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	保険会社等の異常危険準備金（全国森林組合連合会） （国税）法人税：義（地方税）法人住民税、法人事業税：義
2	租税特別措置等の内容	<p>(1)森林災害共済                      全国森林組合連合会が、森林災害共済（立木の集団について生じた火災及び風水害、雪害、凍霜害、干害、潮害及び噴火による損害を共済事故とする）に係る異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の3%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能。                      積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の50%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。）</p> <p>(2)長期育林共済                      全国森林組合連合会が、長期育林共済（立木の集団について生じた火災及び風水害等による損害、当該立木の集団の一定期間の耐存並びに当該立木の集団に係る被共済者の一定期間に生じた当該火災及び風水害等による当該立木の集団の損害の防止に係る死亡を共済事故とする）に係る異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の6%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能。                      積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の55%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>異常災害損失（森林災害共済、長期育林共済ごとに、支払共済金の総額が正味収入共済掛金の総額のそれぞれ60%、55%を超える場合における当該超過額に対応する損失）が生じた場合には、当該損失の額に相当する額の準備金を取り崩して益金に算入</p> </div>
3	担当部局	林野庁 経営課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>(1)森林災害共済                      ・制度創設：昭和54年度                      ・無税積立率の変遷                      昭和54年度：6%、昭和56年度：5.5%、昭和59年度：4.5%、昭和61年度：3%                      ・洗替保証率の変遷                      昭和54年度：50%</p> <p>(2)長期育林共済                      ・制度創設：昭和59年度                      ・無税積立率の変遷                      昭和59年度：6%                      ・洗替保証率の変遷                      昭和59年度：55%</p>

6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 全国森林組合連合会の経営の健全性を確保することにより、共済金の支払いを円滑にし、災害時における森林所有者等の経営再建等を円滑に行うこと。 《政策目的の根拠》 共済事業を行う組合は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度末において、共済事業の種類ごとに、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。(森林組合法第20条)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 《政策分野》 林業の持続的かつ健全な発展
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 全国森林組合連合会が、異常災害発生時においても、共済金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるよう、異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 異常災害が発生した場合の共済金支払想定額に対する異常危険準備金の積立水準(残高)等 (森林災害共済は、収入共済掛金の合計額の100分の3以上に相当する額、長期育林共済は、収入掛金共済の危険掛金部分に相当する額の合計額の100分の3以上に相当する額を積み立てる。) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 共済事業の性格上、予想を超える損害が発生する事態が考えられ、そうした異常災害損失へ備えることにより、森林組合連合会が円滑かつ確実に共済金の支払いを実施できるための体制を整備できる。
8	有効性等	① 適用数等 全国森林組合連合会では、連合会の財務健全化を図るため平成13年度から森林災害共済等に係る事業を停止しているため、評価期間における適用数の実績はない。 なお、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。 ※当該税制措置は、火災保険を扱う保険会社、火災共済を扱う生協等に対しても同様の措置がされており、また、共済金の支払いを円滑に行う効果は、全国の森林を対象としているため偏り・僅少はない。
		② 減収額 上述のとおり、平成13年度末から森林災害共済等に係る事業を停止しているため、評価期間における減収額の実績はない。 ・平成22年度～平成26年度 0百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 上述のとおり、平成13年度から森林災害共済等に係る事業を停止していることから、評価期間における定量的な実績値はないため、政策目的の実現状況

			況を分析することはできない。 しかしながら、損害保険事業の性格上、予想外の損害が発生する事態が考えられ、そうした場合に異常災害損失への備えのための内部留保の充実を図ることにより、損害保険会社等が保険金の支給を円滑に実施するための体制を整備できるものであり、組合員の利益を保護することに寄与してきたところ。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 上述のとおり、平成13年度から森林災害共済等に係る事業を停止していることから、評価期間における定量的な実績値はないため、達成目標の実現状況を分析することはできない。 しかしながら、損害保険事業の性格上、予想外の損害が発生する事態が考えられ、そうした場合に異常災害損失への備えのための内部留保の充実を図ることにより、損害保険会社等が保険金の支給を円滑に実施するための体制を整備できるものであり、組合員の利益を保護することに寄与してきたところ。 《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～平成26年度) 上述のとおり、平成13年度から森林災害共済等に係る事業を停止しているため、定量的な実績値はなく、達成目標の実現状況を分析することはできない。 しかしながら、本措置は、異常災害の発生や10年経過時の洗い替えにより取り崩しが行われた場合に益金算入されることから、課税の繰延効果があるに過ぎないことも踏まえれば、無税積立による一時的な税收減は許容されるべきものと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 現在、全国森林組合連合会は森林災害共済等に係る事業を停止しているが、現行の森林組合法(第9条、20条)において、共済事業や準備金の積み立て義務規定が措置されていることや、全国森林組合連合会が将来的に経営改善の進捗状況を踏まえつつ、森林災害共済等の事業を再開することも想定されること。 今後、全国森林組合連合会が事業を再開する場合、早期・計画的な異常危険準備金の積み立てを通じて、予想を超える損害が発生した場合にも、共済金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるようにすることに寄与するものであり、将来的にわたって安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 現在、全国森林組合連合会は森林災害共済等に係る事業を停止しているが、現行の森林組合法(第9条、20条)において、共済事業や準備金の積み立て義務規定が措置されていることや、全国森林組合連合会が将来的に経営改善の進捗状況を踏まえつつ、森林災害共済等の事業を再開することも想定されること。 異常危険準備金については、森林組合法に基づき各事業年度の積立にに係る最低限の義務付けを行うものであり、必要な積立額に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。 なお、森林組合連合会が行う共済事業に対しては、異常危険準備金の積立に係る損金算入の特例以外の支援措置はない。	
		③ 地方公共団体が協力する相当性 該当なし。	

10	有識者の見解	本措置を継続することが妥当。 (平成 27 年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年6月～8月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	保険会社等の異常危険準備金（共済水産業協同組合連合会）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。  
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	保険会社等の異常危険準備金（共済水産業協同組合連合会） （国税）（法人税：義）、（地方税）（法人住民税、法人事業税：義）
2	租税特別措置等の内容	<p>(1)火災共済 共済水産業協同組合連合会が、火災共済の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の2.5%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能 積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の40%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。）</p> <p>(2)生活総合共済（風水害等共済） 地震等による損失を補償する生活総合共済については、共済水産業協同組合連合会が、生活総合共済の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入共済掛金の9%～4.5%（無税積立率）に相当する額以下の金額を準備金として積み立てたときは、当該積立金について損金算入が可能 積立後10年を経過した準備金は、取り崩して益金に算入（ただし、当該年度末の無税積立残高が、当該年度の正味収入共済掛金の75%（洗替保証率）を下回らない範囲に限る。）</p> <p>異常災害損失（火災共済、生活総合共済ごとに、支払共済金の総額が正味収入共済掛金の総額のそれぞれ50%、75%を超える場合における当該超過額に対応する損失）が生じた場合には、当該損失の額に相当する額の準備金を取り崩して益金に算入</p>
3	担当部局	水産庁 水産経営課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>(1)火災共済 ・制度創設：昭和29年度 ・無税積立率の変遷 昭和29年度：7%～3.5%、昭和53年度：6%、 昭和55年度：5%、昭和56年度：4.5%、昭和58年度：4%、 昭和61年度：2.5% ・洗替保証率の変遷 昭和35年度：50%、昭和53年度：48%、昭和54年度：46%、 昭和55年度：44%、昭和56年度：42%、昭和57年度：40%</p> <p>(2)生活総合共済 ・制度創設：昭和54年度 ・無税積立率の変遷</p>

		昭和 54 年度:12%~6%、昭和 55 年度:11%~5.5%、 昭和 58 年度:10%~5%、昭和 59 年度:9%~4.5% ・洗替保証率の変遷 昭和 54 年度:67.5%、昭和 55 年度:75%
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 共済水産業協同組合連合会の経営の健全性を確保することにより、共済金の支払いを円滑にし、災害時における漁家等の住宅再建等を円滑に行うこと。 《政策目的の根拠》 共済水産業協同組合連合会は、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。 (水産業協同組合法第 15 条の 10 等)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁業経営の安定
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 共済水産業協同組合連合会が、巨大災害発生時においても、共済金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるよう、異常危険準備金を積み立てて財務基盤を確保する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 巨大災害が発生した場合の共済金支払想定額に対する異常危険準備金の積立水準(残高)等 (火災リスク、地震災害リスク、風水災害リスクに係る収入危険共済掛金の1000分の50を乗じて得た額か、正味収入共済掛金の一定率(火災共済にあつては2.5%、生活総合共済にあつては9~4.5%)に相当する額のいずれか大きい額以上を積み立てる(以下「法定積立水準」という。)) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 共済事業の性格上、予想を超える損害が発生する事態が考えられ、そうした異常災害損失へ備えることにより、共済水産業協同組合連合会が円滑かつ確実に共済金の支払いを実施するための体制を整備できる。
8	有効性等	①: 適用数等 1法人 ※ 当該税制措置は、火災保険を扱う保険会社、火災共済を扱う生協等に対しても同様の措置がされており、また、全国共済水産業協同組合連合会は、漁業協同組合及び水産加工業協同組合と連帯して共済責任を負担している(共同事業)が、当該共済責任の負担部分については、全国共済水産業協同組合連合会が100%を有しているため、偏り・僅少はない。 なお、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。
		②: 減収額 ・平成 22 年度: 0 百万円 ・平成 23 年度: 77 百万円 ・平成 24 年度: 72 百万円 ・平成 25 年度: 76 百万円

		・平成 26 年度: 76 百万円 ※算定根拠: 別紙 1、2 参照																
③	効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 昭和 59 年~平成 26 年) (1)火災共済 火災共済については、平成 23 年の東日本大震災において、異常危険準備金の全額を取り崩したものの、その後は、本措置により、毎年度、法定積立水準の異常危険準備金が積み立てられており、予想を超える損害発生時において共済金支払を円滑かつ確実にを行うための財政基盤が確保されている。 (単位: 百万円)																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>23 年 3 月末</th> <th>26 年 3 月末</th> <th>27 年 3 月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無 税 分</td> <td>0</td> <td>119</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>有 税 分</td> <td>0</td> <td>1,000</td> <td>1,059</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>0</td> <td>1,119</td> <td>1,219</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	23 年 3 月末	26 年 3 月末	27 年 3 月末	無 税 分	0	119	159	有 税 分	0	1,000	1,059	合 計	0	1,119	1,219
		区 分	23 年 3 月末	26 年 3 月末	27 年 3 月末													
無 税 分	0	119	159															
有 税 分	0	1,000	1,059															
合 計	0	1,119	1,219															
(2)生活総合共済 生活総合共済については、平成 23 年の東日本大震災において、異常危険準備金の全額を取り崩したものの、その後は、本措置により、毎年度、法定積立水準の異常危険準備金が積み立てられており、予想を超える損害発生時において共済金支払を円滑かつ確実にを行うための財政基盤が確保されている。 (単位: 百万円)																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>23 年 3 月末</th> <th>26 年 3 月末</th> <th>27 年 3 月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無 税 分</td> <td>0</td> <td>595</td> <td>819</td> </tr> <tr> <td>有 税 分</td> <td>0</td> <td>6,300</td> <td>6,675</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>0</td> <td>6,895</td> <td>7,495</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	23 年 3 月末	26 年 3 月末	27 年 3 月末	無 税 分	0	595	819	有 税 分	0	6,300	6,675	合 計	0	6,895	7,495
区 分	23 年 3 月末	26 年 3 月末	27 年 3 月末															
無 税 分	0	595	819															
有 税 分	0	6,300	6,675															
合 計	0	6,895	7,495															
		出典: 全国共済水産業協同組合連合会調べ 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 昭和 59 年~平成 26 年) (1)火災共済 本措置による直接的な効果は減収額そのものであり、本措置によって法定積立水準の異常危険準備金が毎年度積み立てられており、予想を超える損害発生時において、共済水産業協同組合連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できる体制の整備に寄与している。 また、洗替保証率(40%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。 (2)生活総合共済 本措置による直接的な効果は減収額そのものであり、本措置によって法定積立水準の異常危険準備金が毎年度積み立てられており、予想を超える損害発生時において、共済水産業協同組合連合会が円滑かつ確実に共済金の支払を実施できる体制の整備に寄与している。 また、洗替保証率については、(75%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。  なお、正味損害率(※)(火災共済:50%、生活総合共済:75%)を超える損害を異常災害損失として取り崩し基準としていることについては、平均正味損害率がそれぞれ火災共済 36.0%、生活総合共済 45.9%となっており、東日本																

			<p>大震災を除けば、自然災害が多発した平成16年の正味損害率は、それぞれ火災共済70.8%、生活総合共済112.9%であったこと等を踏まえると、概ね妥当なものと考えられる。</p> <p>※ 正味損害率＝正味支払共済金÷正味収入共済掛金</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和59年～平成26年)</p> <p>減税見込額は、平成26年度で76百万円であるが、本措置が手当てされて以降、共済水産業協同組合連合会の異常危険準備金は、毎年度、法定積立水準以上が積み立てられ、巨大災害発生時において共済金支払を円滑かつ確実にするための財務基盤が確保されている(東日本大震災では、異常危険準備金の全額(34億円)取り崩しにより、153億円の共済金が円滑かつ確実に支払われている。)</p> <p>なお、本措置は、異常災害の発生や10年経過時の洗い替えにより取り崩しが行われた場合に益金算入されることから、課税の繰延効果があるに過ぎないことも踏まえれば、無税積立による一時的な税収減は是認されるべきものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>共済水産業協同組合連合会の早期・計画的な異常危険準備金の積立てを通じて、予想を超える損害が発生した場合にも、共済水産業協同組合連合会が共済金の支払いを円滑かつ確実にを行うことができるようにすることに寄与するものであり、将来にわたって安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>異常危険準備金については、水産業協同組合法に基づき各事業年度の積立てに係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立額に早期に達するためには、より積極的な積立てを行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な共済金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>	
10	有識者の見解	本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)	
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本租税特別措置を継続する。	
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年	

- 減税見込額等の積算  
下表のとおり
- 適用実績及び適用見込み

(金額単位：百万円)

区 分	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数(千世帯)	178	170	166	164	161	158	155
適用法人数	1	1	1	1	1	1	1
準備金積立額 (a)	0	3,740	2,830	1,442	700	700	700
差引積立限度超過額 (b)	0	3500	2600	1200	434	430	425
損金算入額 (a - b)	0	240	230	242	265	269	274
減税見込額	国税(法人税)	0	52	48	50	51	52

注) 1. JF共水連の決算データである。

- 準備金積立額、損金算入額の22年度～25年度の実績は、各年度における法人税申告書別表(保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書)より算出。対象者数、準備金積立額、損金算入額の26年度、27年度及び28年度の見込みは、JF共水連の事業計画による見込値より算出。
- 対象者数は火災共済・生活総合共済の契約者数。なお、27年度及び28年度の見込みは、直近3か年の実績等の平均増減値より推計。適用法人数はJF共水連1団体(法人)。
  - 準備金積立額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額」より算出。
  - 損金算入額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額－差引積立限度超過額」より算出。
  - 減税見込額は、減税見込額は、「損金算入額×法人税率」より算出。  
なお、法人税率は、平成23年度までは22%、平成24、25年度は20.9% (復興特別法人税含む)、平成26年度以降は19%である。

## 別 紙 2

## 1. 減税見込額等の積算

下表のとおり

## 2. 適用実績及び適用見込み

(金額単位：百万円)

区 分		22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数(千世帯)		178	170	166	164	161	158	155
適用法人数		1	1	1	1	1	1	1
準備金積立額 (a)		0	3,740	2,830	1,442	700	700	700
差引積立限度超過額 (b)		0	3500	2600	1200	434	430	425
損金算入額 (a - b)		0	240	230	242	265	269	274
減 税 見 込 額	国 税 (法人税)	0	52	43	46	50	51	52
	地 方 税							
	法人住民税	0	10	9	10	10	10	10
	法人事業税	0	9	9	9	9	9	10
	地方法人特別税	0	6	6	7	7	7	8

注) 1. JF 共水連の決算データである。

準備金積立額、損金算入額の22年度～25年度の実績は、各年度における法人税申告書別表（保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書）より算出。対象者数、準備金積立額、損金算入額の26年度、27年度及び28年度の見込みは、JF共水連の事業計画による見込値より算出。

2. 対象者数は火災共済・生活総合共済の契約者数。なお、27年度及び28年度の見込みは、直近3か年の実績等の平均増減値より推計。適用法人数はJF共水連1団体（法人）。

3. 準備金積立額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額」より算出。

4. 損金算入額の実績は、前掲法人税申告書別表の「当期積立額－差引積立限度超過額」より算出。

5. 法人住民税：「法人税減税額×法人住民税率」より算出。

法人事業税および地方特別法人税：「損金算入額×各税率」より算出。

各地方税率は法人住民税率20.23%、法人事業税率3.69%、地方特別法人税2.92%により算出。

6. 24年度、25年度の国税（法人税）には復興特別法人税を含んでいない。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（卸売市場）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。  
「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（卸売市場） （国税）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	土地収用法の規定に基づき、法人の有する土地が卸売市場の用に供するために収用された場合、当該法人の譲渡所得について5,000万円まで損金算入。
3	担当部局	食料産業局食品製造卸売課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和46年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）では、各卸売市場がそれぞれの立地条件や独自の強みを踏まえた経営戦略を確立し、産地や実需者との連携を通じた魅力ある生産物の集荷・販売を推進するとともに、青果物等の輸出拠点としての卸売市場の活用等を図るなど、更なる機能の高度化を図ることとしている。 このため、公共目的により収用された財産の所有者の譲渡所得等に対する課税の特例を設け、卸売市場用地の確保の円滑な推進を図っているところ。譲渡所得への課税にあたり本措置により軽減措置を講じることにより、収用を円滑に進め卸売市場機能の高度化の実現を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○ 食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定） 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 1. 食料の安定供給の確保に関する施策 (3) 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓 ① 6次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進 イ 食品流通の効率化や高度化等 食品流通の各段階における効率化や機能の高度化等を推進する。 具体的には、生鮮食料品等の流通基盤である卸売市場が直面する様々な課題に的確に対応し、その機能の更なる高度化を図るため、各市場それぞれの立地条件や独自の強みを踏まえた経営戦略を確立し、産地や実需者との連携を通じた魅力ある生産物の集荷・販売を推進する。また、青果物等の輸出拠点として、卸売市場の活用を目指す新たな取組などを推進するとともに、農産物先物市場について、市場環境を整備する。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》</p> <p>食品産業の持続的な発展</p>				
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>用地取得を収用によって進める必要が生じたときに本特例措置により収用を円滑に進めること。強制的手段である収用の性格上、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>卸売市場の用に供される土地の取得を収用によって進める必要が生じたときに、収用を円滑に進めるための措置であり、強制的手段である収用という行政行為の性格上、測定指標について予め計画性を持って想定し、定量的に設定することは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、地域の流通実態に応じた卸売市場用地の確保を実現することにより、地域における生鮮食品等の安定供給、適正な価格形成と流通の合理化に寄与するものと考えている。</p>				
8	有効性等	① 適用数等	<p>(単位:件数)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>22~26 年度実績</td> </tr> <tr> <td>適用市場数</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>卸売市場用地として土地を収用された法人を対象にしており、特定の者に偏っていない。</p> <p>なお、適用市場数について、租特透明化法に基づき把握される情報は、本特例措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本特例措置分のみ適用数等を抽出することができず、当該情報を用いることができないため、独自の調査を行い、把握している。</p>		22~26 年度実績	適用市場数	0
	22~26 年度実績						
適用市場数	0						
		② 減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>22~26 年度実績</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報は、本特例措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本特例措置分のみ適用数等を抽出することができず、当該情報を用いることができないため、独自の調査を行い、把握している。</p>		22~26 年度実績	減収額	0
	22~26 年度実績						
減収額	0						
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22~26 年度)</p> <p>近年実績はないが、卸売市場用地を土地所有者から円滑に確保することにより、円滑な卸売市場の機能高度化を促進するとともに地域における生鮮食品等の流通の合理化に寄与するものと考えられる。</p>				

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22~26 年度)</p> <p>近年実績はないが、卸売市場の用に供される土地の取得を収用によって進める必要が生じたときに本特例措置により収用を円滑に進めることができると考えられる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 22~26 年度)</p> <p>収用による用地取得は近年実績はないが、用地確保が困難な場合において、用地を円滑に取得するためには本特例措置が必要である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、資産所有者の収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る非課税措置である。また、資産所有者からの収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが適当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分	<p>【地方税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業協同組合等が一定の貸付を受けて、共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例措置(不動産取得税)</li> <li>・農業協同組合等が取得した共同利用機械等に係る特例措置(固定資産税)</li> <li>・卸売市場及びその機能を補完する施設に係る特例措置(事業所税)</li> </ul> <p>【予算措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強い農業づくり交付金</li> </ul> <p>【金融措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品流通改善資金(卸売市場近代化施設)</li> </ul> <p>上記税制措置は、卸売市場の施設・機械等の取得に係るものであり、対象としている内容が異なる。</p> <p>また、上記予算措置及び金融措置は、卸売市場における品質管理の高度化等に資する施設・設備等に係る支援措置であり、本特例措置とは対象としている内容が異なるものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、卸売市場用地の確保の円滑化を図るものであり、地方公共団体にとっても、地域における卸売市場の適正配置を通じた生鮮食品等の安定供給の確保の観点から、効果があるものとする。</p>
	有識者の見解	10	<p>本措置を継続することが妥当。 (平成 27 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
	評価結果の反映の方向性	11	<p>引き続き継続を要望する。</p>
	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	12	<p>平成 22 年 6 月~8 月</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	取用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（農振法）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

- ⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況  
過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における農用地区域内農地面積の確保面積405万ha等と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。
- ⑨ 過去の税収減是認効果  
過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(農振法)(国税)(法人税:義)(租税特別措置法第65条の2、第68条の73)
2	租税特別措置等の内容	農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)第13条の2第1項に基づいて、市町村が農用地区域内の農地を確保するための交換分合を行う場合に、土地の交換を行う法人が取得資産と譲渡資産に係る帳簿価格との差額の範囲内で年5,000万円を限度として特別控除できることとする措置。
3	担当部局	農村振興局 農村政策部 農村計画課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和50年 農振法の交換分合制度の創設 平成元年 3,000万円から5,000万円に引き上げ
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民の食料の安定的な供給を図るため、計画的な土地利用の推進等により優良農地の確保を図る。 なお、政策目的に係る測定指標は、「確保すべき農用地区域内農地面積(平成32年時点で415万ヘクタール)」としている。 《政策目的の根拠》 1 食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (4)優良農地の確保と有効利用の促進 ①計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化 新たな農地制度に基づく農地の転用規制の厳格化及び農業振興地域制度の拡充と、これからの適切な運用を通じ、優良農地の確保を効果あるものとする。 2 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号) 法の目的として、第1条に、「自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する」ことを掲げている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け [大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 2 農業の持続的な発展

		[政策分野] ⑥優良農地の確保と有効利用の促進												
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「農用地等の確保等に関する基本指針(平成22年6月)」に掲げた平成32年の農用地区域内農地面積415万haの確保に寄与。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 市町村の交換分合計画に基づき交換分合を実施することにより、農業上の利用と他の利用との調整を図りつつ、農用地区域内の土地の農業上の効率的な利用と農用地の集団化等を図り、農用地区域内の農地を確保する。 (なお、本措置の適応実績は、平成3年45ha、平成4年15ha、平成10年1ha、平成11年30ha、平成25年40ha) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 交換分合が必要な場合には、本措置によりその円滑な実施が可能となり、平成32年の農用地区域内農地面積415万ヘクタールの確保に寄与。												
8	有効性等	① 適用数等 適用件数(実績)(分析対象期間:平成22年度～26年度) (単位:法人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> (農村振興局 農村計画課調べ) 租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることはできなかったことから、独自に調査を実施した。 本措置は、法人が交換分合により土地の交換を行う場合に適用されるものであり、適用件数は少なかったものと考えられるが、農業上の利用と他の利用との調整を図りつつ、農用地区域内の土地の農業上の効率的な利用と農用地の集団化等を図り、農用地区域内の農地を確保するため、本措置は引き続き措置される必要がある。 なお、本措置は、交換分合計画に沿って土地を交換した者を対象としており、特定の者への偏りはない。	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	適用件数	0	0	0	1	0
		区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度							
		適用件数	0	0	0	1	0							
② 減収額 減収額(実績)(分析対象期間:平成22年度～26年度) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0.3</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> ※算定根拠は別添1 (農村振興局 農村計画課調べ)	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	減収額	0	0	0	0.3	0		
区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度									
減収額	0	0	0	0.3	0									
③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～26年度) ○農用地区域内農地面積の確保面積[実績] (単位:万ha) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>406</td> <td>406</td> <td>405</td> </tr> </tbody> </table> (農村振興局 農村計画課調べ) ※1. 算定根拠は別添2及び別添3 ※2. 農用地区域内農地面積について、平成22年度及び平成23年度は、東日本大震災の影響により被災3県(岩手県、宮城県、福島県)のデータを把握	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	面積	—	—	406	406	405		
区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度									
面積	—	—	406	406	405									

		<p>することができない</p> <p>※3. 平成26年度について、平成27年9月時点での集計値 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～26年度)</p> <p>交換分合が実施された場合には、土地の交換を行う法人について、一時に譲渡益に課税されることが回避されることから、所有権の移転等が円滑に進み、農用地区域内農地の確保に寄与。</p> <p>※現在、該当市町村に対して、本制度の活用による農用地区域内農地の確保面積について聞き取り調査を実施しており、平成27年9月下旬に直接的な効果を把握することとしている。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度～26年度)</p> <p>平成25年度に交換分合制度を活用した地区において、農業上の利用と他の利用との調整が図られ、本特例措置の適応により0.3百万円の減収が生じたものの、地区内の農用地区域内農地の確保につながるのと同時に、政策目的である農用地区域内農地面積の確保に寄与。</p> <p>措置は、市町村の発意による交換分合を行うことで、秩序ある土地利用の形成が図られ、結果として農用地区域内農地の確保にもつながるため、税込減を是認する必要がある。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>農地の所有権移転を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減することが効果的であり、毎年の予算額に左右されることがなく、税負担をタイムラグなく軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置や義務付け等はない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>該当なし</p>
10	有識者の見解	<p>本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	評価結果の反映の方向性	<p>引き続き継続する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成22年8月</p>

1. 減税見込額積算

・法人税(平成25年度)……①

$$\text{見込額} = \frac{\text{(特例適用対象額)} \times \text{(法人税率)}}{\text{1}} = \frac{1 \times 0.255}{1} = 0.255 \text{ 百万円}$$

※1については、農村振興局農村計画課調べ

※2については、普通法人の税率

$$\text{○減税見込み額} = 0.3 \text{ 百万円}$$

以下の表は上記算定方法を用いて各年度の数値を算出。

2. 適用実績

区分	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (実績)
適用件数	0	0	0	1	0
減税見込額(単位:百万円)	0	0	0	0.3	0

別添2

平成24年の農用地区域内の農地面積  
(平成24年12月1日現在)

(単位：千ha)

	H24年 農地面積	(参考)		
		対前年 増減	除外等	編入等
北海道	1,111.4	1.5	▲0.5	2.0
青森	134.5	0.0	▲0.5	0.5
岩手	152.3	—	—	—
宮城	113.4	—	—	—
秋田	143.2	0.1	▲0.2	0.3
山形	122.0	0.0	▲0.1	0.1
福島	138.2	—	—	—
茨城	126.5	0.2	▲0.8	1.0
栃木	101.2	▲0.0	▲0.4	0.4
群馬	61.6	0.2	▲0.4	0.6
埼玉	64.1	0.1	▲0.2	0.3
千葉	96.7	▲0.0	▲0.4	0.4
東京	1.9	0.1	▲0.0	0.2
神奈川	10.5	0.0	▲0.1	0.1
山梨	23.3	▲0.5	▲0.7	0.3
長野	94.1	▲0.3	▲0.9	0.5
静岡	56.9	0.1	▲0.4	0.5
新潟	165.8	▲0.0	▲0.1	0.1
富山	55.8	▲0.0	▲0.0	0.0
石川	38.7	▲0.1	▲0.3	0.2
福井	38.2	▲0.0	▲0.1	0.1
岐阜	44.4	▲0.0	▲0.2	0.1
愛知	58.9	▲0.8	▲1.2	0.3
三重	53.3	0.1	▲0.2	0.2
全国	4,056.1	—	—	—
被災3県除き	3,652.1	▲7.3	▲25.6	18.4

農林水産省農村振興局農村計画課調べ

- ※ 全国計の増減は、被災3県を除き算出している。
- ※ 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県の9町村については、平成21年の農地面積からこれまでの農用地区域の除外・編入手続きを行った面積を踏まえ算出している。
- ※ 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。
- ※ 平成22年の「基本指針」における平成32年時点で確保すべき農用地区域内の農地面積の目標は415万ha。

別添3

平成25年の農用地区域内の農地面積  
(平成25年12月1日現在)

(単位：千ha)

	H25年 農地面積	(参考)		
		対前年 増減	除外等	編入等
北海道	1,113.4	2.0	▲0.6	2.6
青森	134.1	▲0.4	▲0.8	0.4
岩手	151.0	▲1.3	▲1.7	0.4
宮城	113.5	0.1	▲0.3	0.4
秋田	143.3	0.0	▲0.1	0.2
山形	120.7	▲1.3	▲1.5	0.2
福島	138.1	▲0.1	▲1.1	1.0
茨城	126.7	0.1	▲0.5	0.6
栃木	101.2	0.0	▲0.2	0.2
群馬	61.4	▲0.2	▲0.8	0.5
埼玉	63.9	▲0.2	▲0.4	0.2
千葉	96.8	0.1	▲0.5	0.6
東京	1.8	▲0.1	▲0.1	0.0
神奈川	10.5	0.0	▲0.1	0.1
山梨	23.4	0.1	▲0.2	0.4
長野	94.3	0.2	▲0.4	0.6
静岡	56.8	▲0.1	▲0.4	0.3
新潟	167.0	1.3	▲0.3	1.5
富山	55.8	▲0.0	▲0.0	0.0
石川	38.7	0.1	▲0.0	0.1
福井	38.2	0.0	▲0.1	0.1
岐阜	44.5	0.1	▲0.1	0.2
愛知	58.2	▲0.7	▲1.0	0.3
三重	52.7	▲0.7	▲0.8	0.1
全国	4,058.4	2.3	▲20.3	22.6

農林水産省農村振興局農村計画課調べ

- ※ 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県の9町村については、平成21年の農地面積から、平成21年以降に農用地区域の除外、編入を行った面積を加除して算出している。
- ※ 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。
- ※ 平成22年の「農用地等の確保等に関する基本指針」における平成32年時点で確保すべき農用地区域内の農地面積の目標は415万ha。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	取用換地等の場合の所得の特別控除（土地改良事業）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input checked="" type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input type="checkbox"/> 課題なし	<input checked="" type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。

「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

【課題の説明】

⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況

過去の効果・達成目標の実現状況について、平成26年度における本措置の適用のあった土地改良事業実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率12%等と説明されているが、他の政策手段等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。

⑨ 過去の税収減是認効果

過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果・達成目標の実現状況に課題がある。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用換地等の場合の所得の特別控除(土地改良事業) (国税)(法人税:義)(租税特別措置法第65条の2、第68条の73)
2	租税特別措置等の内容	法人が土地改良法による換地処分又は交換分合に伴い取得する清算金若しくは換地又は交換取得資産を取得した場合、他の課税の特例を受けないときは、譲渡益の金額又は5,000万円のうち、いずれか低い金額を損金算入できる。 <small>注)換地処分とは、ほ場整備事業等の実施による農用地の区画形質の変更に伴い、工事前の土地に対し、その土地に代わる工事後の新たな土地(換地)を定め、一定の法手続を経た後、当該換地を工事前の土地とみなす行政処分である。また、交換分合とは、分散している農用地を、区画、形状、地番を変更することなく、所有権や使用収益権を移転又は消滅・設定することにより農用地の集団化を行う事業である。</small>
3	担当部局	農村振興局整備部土地改良企画課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和38年創設(特別控除額は700万円) 昭和42年 特別控除額を1,200万円に引き上げ 昭和48年 特別控除額を2,000万円に引き上げ 昭和50年 特別控除額を3,000万円に引き上げ 平成元年 特別控除額を5,000万円に引き上げ
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 食料自給率向上の基礎となる農地の有効利用を着実に推進するため、土地利用型農業において地域の中心となる経営体に対して農地の利用集積を図る必要がある。 このため、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」及び同年12月の「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「今後、10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を目指すこととされた。 また、平成24年3月に閣議決定された「土地改良長期計画」では、生産性の高い土地利用型農業の実現に不可欠な農地の大区画化・汎用化等の整備を行う基盤整備実施地区において、他の生産・経営関係の施策と連携を図りながら、地域の中心となる経営体への農地の集積率を約8割以上に向上させることとしている。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○土地改良法(昭和24年法律第195号) 第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (4)優良農地の確保と有効利用の促進 ② 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進 土地利用型農業において、意欲ある多様な農業者に対して地域の実情に応じて農地の利用集積を進めることにより、農地の有効利用を促進する。</p> <p>○土地改良長期計画(平成24年3月30日閣議決定) 第3 政策課題を達成するための目標と具体の取組 【政策目標1】農地の大区画化・汎用化等による農業の体質強化 (1)農地の大区画化等と地域の中心となる経営体への農地集積</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 第I. 総論 5.「成長への道筋」に沿った主要施策例 (1)民間の力を最大限引き出す ⑤農林水産業を成長産業にする &lt;成果目標&gt; 今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万人とする</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂) Ⅲ 政策の展開方向 3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減 &lt;目標&gt; 今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 2. 農業の持続的な発展 《政策分野》 ⑥優良農地の確保と有効利用の促進</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 今後 10 年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立するという政策目的に基づき、農業生産基盤整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率については、平成 28 年度までに 80%以上とする目標を設定。																					
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 農業生産基盤整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率について、平成 28 年度までに 80%以上とする目標に寄与。 ただし、農業生産基盤整備実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積は、本措置以外の租税特別措置や補助事業等が相まって円滑な農業生産基盤整備を実施することにより、推進されるものであることから、本措置のみの測定指標を設定することは困難。																					
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により換地処分等の円滑な実施が図られ、農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積が進むことにより、今後 10 年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立するという政策目的に寄与する。																					
8 有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換地処分</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>交換分合</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局土地改良企画課調べ)</p> <p>※ 租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出できなかったため、当該情報を用いることができなかったことから、独自に調査を実施した。</p> <p>本措置は、法人が換地処分に伴い受け取る清算金で代替資産を取得した場合に適用されるものであるところ、法人経営であっても農地の所有権は個人名義であったり、事業実施後に法人化されることも多いことから、本措置の適用件数等は少なかったものと考えられるが、今後 10 年間で、法人を始めとする担い手への農地集積を強力に進めていく過程で農業生産基盤整備の実施が不可欠であり、それに伴う地区全体の換地処分等の円滑な実施のため、本措置は引き続き措置されることが必要である。</p> <p>なお、本措置は換地処分等に伴い資産を取得する全ての法人に適用されるものであり、特定の者への偏りがあるものではない。</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	換地処分	4	2	0	2	3	1	交換分合	0	1	2	—	—	—
		区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度															
換地処分	4	2	0	2	3	1																	
交換分合	0	1	2	—	—	—																	
	② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換地処分(千円)</td> <td>87</td> <td>16</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>511</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>交換分合(千円)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>31</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農村振興局土地改良企画課調べ)</p> <p>※1 算定根拠は別紙を参照。 ※2 租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみの適用数等を抽出できなかったため、当該情報を用いることができなかったことから、独自に調査を实</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	換地処分(千円)	87	16	—	1	511	1	交換分合(千円)	—	—	31	—	—	—
区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度																	
換地処分(千円)	87	16	—	1	511	1																	
交換分合(千円)	—	—	31	—	—	—																	

		施。																					
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～26 年度) ○農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率(平成 28 年度までに 80%以上)																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地集積率</td> <td>67%</td> <td>67%</td> <td>63%</td> <td>62%</td> <td>63%</td> <td>75% (目標値)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農地集積率は、農林水産省の実施施策に係る政策評価書に基づき記載。 なお、農地集積率とは、農業生産基盤整備事業の完了時において当該事業の受益面積に占める地域の中心となる経営体の経営等農用地面積の割合のこと。</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	農地集積率	67%	67%	63%	62%	63%	75% (目標値)							
区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度																	
農地集積率	67%	67%	63%	62%	63%	75% (目標値)																	
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～26 年度) ○本措置の適用のあった土地改良事業実施地区における地域の中心となる経営体への農地集積率																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換地処分</td> <td>56%</td> <td>69%</td> <td>—</td> <td>64%</td> <td>55%</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>交換分合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>99%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 農地集積率は、本措置の適用があった農業生産基盤整備地区への聞き取りにより把握。 農地集積率(%) = 農業生産基盤整備事業の完了時における事業実施地区内の地域の中心となる経営体の経営等農用地面積 / 農業生産基盤整備事業の完了時における当該事業の受益面積 × 100</p> <p>(平成 21 年度) A 地区 = 278.1ha / 337.0ha × 100 ≒ 82.5% B 地区 = 236.9ha / 344.5ha × 100 ≒ 68.8% C 地区 = 13.2ha / 26.8ha × 100 ≒ 49.3% D 地区 = 0.6ha / 2.7ha × 100 ≒ 22.2% (A 地区、B 地区、C 地区及び D 地区の農地集積率の平均は 55.7%)</p> <p>(平成 22 年度) E 地区 = 97.3ha / 110.1ha × 100 ≒ 88.4% F 地区 = 10.0ha / 20.5ha × 100 ≒ 48.7% (E 地区及び F 地区の農地集積率の平均は 68.6%)</p> <p>(平成 23 年度) G 地区 = 646ha / 650ha × 100 ≒ 99.4%</p> <p>(平成 24 年度) H 地区 = 113.4ha / 176.3ha × 100 ≒ 64.3%</p> <p>(平成 25 年度) I 地区 = 159.0ha / 290.9ha × 100 ≒ 54.7% J 地区 = 113.1ha / 203.6ha × 100 ≒ 55.6% (I 地区及び J 地区の農地集積率の平均は 55.2%)</p> <p>(平成 26 年度)</p>	区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	換地処分	56%	69%	—	64%	55%	12%	交換分合	—	—	99%	—	—	—
区分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度																	
換地処分	56%	69%	—	64%	55%	12%																	
交換分合	—	—	99%	—	—	—																	

(別紙)

		<p>K地区 = 1.2ha/10.0ha × 100 ≒ 12.0%</p> <p>(K地区は、中山間地域における耕作条件の改善を目的とした事業であるため、事業採択に当たり農地集積率の向上を要件としていないため、数値が低くなっている。)</p> <p>平成26年度を除く分析対象期間における本措置の適用のあった農業生産基盤整備地区における農地集積率は、租税特別措置等による達成目標に寄与する実績を上げており、引き続き政策目的の実現を図るため、本特例の存続により、農地利用集積を推進する必要がある。</p> <p>また、今後10年間で、法人を始めとする担い手への農地集積を強力に進めていく過程で農業生産基盤整備の実施が不可欠であり、それに伴う地区全体の換地処分の円滑な実施のため、本措置は引き続き措置されることが必要である。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成21年度～26年度)</p> <p>分析対象期間に本措置の適用のあった地区における農地集積率(22年度69%、23年度：99%、24年度：64%)は、同年度の農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率を上回る実績を上げている。</p> <p>なお、本措置の適用があった平成21年度(87千円)、平成22年度(16千円)、平成23年度(31千円)、平成24年度(1千円)、平成25年度(511千円)及び平成26年度(1千円)における減収額の実績は総じて僅少であるものの、換地処分に当たり、事業参加者の農地に係る資産価値の変動に対応する本措置が設けられていることによって、事業実施前の計画段階における同意徴集等が容易となり、事業の円滑な実施が図られており、税收減を是認する効果が発揮されているものと考えている。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>換地処分による農地集積等を円滑に進めるためには、これに伴う税負担を速やかに、かつ、確実に軽減させることが効果的である。このため、予算上の措置(補助事業・交付金事業)と比較して、毎年の予算額に左右されることなく、タイムラグなく税負担を軽減することが可能な租税特別措置の手法を採ることが適切である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>換地を伴う農業生産基盤整備に対しては都道府県営土地改良事業による補助等が、また交換分合については農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による助成等が講じられているが、換地処分や交換分合に伴う課税による事業参加農業者の資産減少を回避するための措置は本措置のみである。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	<p>本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	評価結果の反映の方向性	<p>引き続き実施する。</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成24年2月～8月</p>

<p>収用換地等の場合の所得の特別控除(土地改良事業)【法人税】</p>	<p>平成26年度減税額 1千円</p>
--------------------------------------	--------------------------

(租税特別措置法第65条の2、第68条の73)

1. 減税額積算

受取清算金から受け取った清算金に対応する土地の簿価額を差し引いたものが課税額(=損金算入額)となる。この課税額(損金算入額)に法人税率(平成21年度～23年度：30.0%、平成24年度～26年度：25.5%)を乗じた数値を減税見込額とした。

○換地処分

[平成21年度実績]	291千円 (損金算入額)	×	30.0%	≒	87千円 (減税見込額)
[平成22年度実績]	53千円 (損金算入額)	×	30.0%	≒	16千円 (減税見込額)
[平成24年度実績]	2千円 (損金算入額)	×	25.5%	≒	1千円 (減税見込額)
[平成25年度実績]	2,003千円 (損金算入額)	×	25.5%	≒	511千円 (減税見込額)
[平成26年度実績]	5千円 (損金算入額)	×	25.5%	≒	1千円 (減税見込額)

○交換分合

[平成23年度実績]	102千円 (損金算入額)	×	30.0%	≒	31千円 (減税見込額)
------------	------------------	---	-------	---	-----------------

(課税額(損金算入額)は、土地改良企画課の調査による。)

2. 適用実績

区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
適用法人数 (法人)	換地処分	4	2	—	2	2	1
	交換分合	—	—	2	—	—	—
損金算入額 (千円)	換地処分	291	53	—	2	2,003	5
	交換分合	—	—	102	—	—	—
減税見込額 (千円)	換地処分	87	16	—	1	511	1
	交換分合	—	—	31	—	—	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（森林法等）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。  
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（森林法等）（国税）（法人税：義、所得税：外）（租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73）
2	租税特別措置等の内容	個人、法人の有する資産において、森林法等の規定により収用され又は買取りの申出を拒み収用される等の場合における買取り等において、租税特別措置法第33条以下に規定する代替資産等を取得した場合の課税の特例を受けないときは、次の特例が適用される。 収用等による資産の譲渡が、公共事業施行者から最初を買取り等の申出のあった日から原則として6か月以内にされた場合には、その補償金等の額（譲渡所得等）から5,000万円の特別控除が認められる。 ただし、6か月を経過した場合であっても、土地収用法の仲裁を受け、かつ、当該仲裁の申請が公共事業の施行者から最初を買取り等の申出のあった日から6か月以内になされている場合は、一定の要件の下で、譲渡所得等から5,000万円の特別控除が認められる。
3	担当部局	林野庁 林政部 木材産業課／森林整備部 整備課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和38年度創設 昭和48年度改正 特別控除額を2,000万円に引き上げ 昭和50年度改正 特別控除額を3,000万円に引き上げ 平成元年度改正 特別控除額を5,000万円に引き上げ 適用対象となる事業等の変更を経て現在に至る。
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 林道、木材集積場、その他森林施業に必要な設備の円滑な整備。 ----- 《政策目的の根拠》 ● 森林・林業基本法（昭和39年7月9日法律第161号） （森林の有する多面的機能の発揮） 第2条 森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない。

		<p>● 森林・林業基本計画（平成 23 年 7 月 26 日閣議決定）</p> <p>第 3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策</p> <p>森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に進めていくこととする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>4. 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》</p> <p>⑪. 森林の有する多面的機能の発揮</p> <p>⑲. 林産物の供給及び利用の確保</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に必要な、林道や木材集積場等の森林施業に必要な設備の用地取得について、収用によって進める必要が発生したときに本措置により円滑に進めること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>強制的手段である収用の性格上、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>林道や木材集積場等の森林施業に必要な設備の用地取得について、収用によって進める必要が生じた場合、本措置により円滑に進められ、森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に寄与する。</p> <p>(収用によって用地取得が行われる件数は想定できない。)</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>平成 22 年度～平成 26 年度（単位：件）</p> <p>法人税 一件</p> <p>所得税 22 年 4 件、23 年 5 件、24 年 4 件、25 年 2 件、26 年 0 件</p> <p>「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することが困難である。</p> <p>そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道関係各種調査（林</p>

		<p>野庁整備課長から都道府県林道担当部長あて)」により適用数を把握した。</p>															
	② 減収額	<p>平成 22 年度～平成 26 年度（単位：百万円）</p> <p>法人税 一百万円</p> <p>所得税 22 年 1.3 百万円、23 年 1.2 百万円、24 年 5.5 百万円、25 年 0.8 百万円、26 年-</p> <p>収用等の金額に税率 15% を乗じて算出</p> <p>参考：当措置の適用となった収用等実績（面積：ha 金額：百万円）</p> <table border="1"> <tr> <td>22 年</td> <td>1.3ha</td> <td>8.6 百万円</td> </tr> <tr> <td>23 年</td> <td>1.6ha</td> <td>8.0 百万円</td> </tr> <tr> <td>24 年</td> <td>4.5ha</td> <td>36.9 百万円</td> </tr> <tr> <td>25 年</td> <td>0.6ha</td> <td>5.2 百万円</td> </tr> <tr> <td>26 年</td> <td>-ha</td> <td>- 百万円</td> </tr> </table> <p>「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、本措置分のみの実績を特定することが困難である。</p> <p>そのため、毎年度独自に実施している「民有林林道関係各種調査（林野庁整備課長から都道府県林道担当部長あて)」により収用金額を把握した。</p>	22 年	1.3ha	8.6 百万円	23 年	1.6ha	8.0 百万円	24 年	4.5ha	36.9 百万円	25 年	0.6ha	5.2 百万円	26 年	-ha	- 百万円
22 年	1.3ha	8.6 百万円															
23 年	1.6ha	8.0 百万円															
24 年	4.5ha	36.9 百万円															
25 年	0.6ha	5.2 百万円															
26 年	-ha	- 百万円															
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年度～平成 26 年度）</p> <p>本措置が存在することによって、用地取得が円滑に実施され、林道等の設備の円滑な整備が行われている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成 22 年度～平成 26 年度）</p> <p>特に収用される側が個人である場合、本措置が存在することによって、用地取得が円滑に実施されている。</p> <p>《収収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 22 年度～平成 26 年度）</p> <p>収用される地価が低いことから、税収の減は毎年度百万円前後である。一方、特に収用される側が個人である場合、本措置が存在することによって、公共の利益となる事業の用に供される用地の取得が円滑に実施され、森林の有する多面的機能の発揮に寄与していることから、収収減を是認する効果が得られている。</p>															
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>林道や木材集積場、その他森林施業に必要な用地の取得を円滑に進めるために、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭（補償金）に対し、税負担を速やかに、かつ、確実に軽減させることが効果的である。このため予算上の措置（補助事業・交付金事業）と比較して、税負担を迅速かつ確実に軽減することが可能な租税特別措置の手法をとることが相当である。</p>															

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし。
10	有識者の見解	本措置を継続することが妥当。 (平成 27 年 8 月 農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性	引き続き継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 6 月～ 8 月



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（漁業権等）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。  
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっているため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（漁業権等） （国税）（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	【法人税】 収用等により取得した補償金が当該譲渡した資産の帳簿価額等の合計額を超える場合、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を所得の金額の計算上、損金の額に参入することができる。
3	担当部局	水産庁資源管理部漁業調整課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和38年創設 昭和41年「漁業法等の規定による行政処分等に伴い資産が買収され又は消滅して補償金を取得する場合」を特例の対象に追加
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 収用等に伴う漁業権等の変更等を円滑に行うことにより、水産業の健全な発展を図る。 《政策目的の根拠》 水産基本法（平成13年6月29日法律第89号）第3条第1項（水産業の健全な発展） 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁業経営の安定
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 収用等に伴う漁業権等の変更等を円滑に行うことによる水産業の健全な発展 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置は資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭（補償金）による特例措置であることから、強制的手段である収用の性格上、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 収用等に伴い支出された補償金は、その交付を受けた時において課税の特例を受けることにより、対象となる漁業権等に対する収用等が円滑に行われることが期待できる。

8	有効性等	① 適用数等	実績なし 租税特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。
		② 減収額	0円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:昭和41年～平成26年) 実績はないが、収用等が行われ譲渡所得を取得した場合は、本措置の適用を受けることにより水産業の健全な発展が図られることになる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和41年～平成26年) － (近年実績はないが、収用等に伴う漁業権等の変更等を進める必要が生じたときに本措置により収用等を円滑に進めることができると考えられる。) 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和41年～平成26年) 強制的な収用等による譲渡所得の取得が水産業の発展の妨げとならないようにするためには、減収となっても当該譲渡所得について課税の特例措置をとる必要がある。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る特例措置である。また、資産所有者の意思によらない収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	特段なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	特段なし
10	有識者の見解		本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年6月～8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（海岸法等）	行政機関名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後
義務	<input checked="" type="checkbox"/> 義務付け対象	<input type="checkbox"/> 義務付け対象外	評価書の修正 <input type="checkbox"/> 修正あり

点検項目	点検結果			補足説明
① 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
② 過去の適用数等	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
③ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑤ 過去の減収額	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑦ 過去の効果・達成目標の実現状況	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり
⑨ 過去の税収減是認効果	<input checked="" type="checkbox"/> 課題なし	<input type="checkbox"/> 課題あり	<input type="checkbox"/> 分析なし	<input type="checkbox"/> 補足あり

「点検結果」欄には、各行政機関の補足説明を踏まえた課題の有無等を記載している。  
 「分析なし」は、租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないものを表す。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（海岸法等） 国税（法人税：義）
2	租税特別措置等の内容	【法人】 収用等により取得した補償金が当該譲渡した資産の帳簿価額等の合計額を超える場合、その超える部分の金額と5,000万円とのいずれか低い金額を所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。
3	担当部局	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和38年創設 昭和41年「海岸法等の規定による行政処分等に伴い資産が買収され又は消滅して補償金を取得する場合」を特例の対象に追加
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 土地等の収用及び漁業権の取消等を円滑に行うことにより、国土の保全及び水産業の健全な発展を図る。 《政策目的の根拠》 ・海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第1条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。 ・水産基本法（平成13年6月29日法律第89号）第3条第1項 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁村の健全な発展
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 土地等の収用、漁業権の取消等を円滑に行うことによる国土の保全及び水産業の健全な発展

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>海岸法に基づく海岸保全施設の整備において、土地等の収用、漁業権の取消等が生じた際に手続きを円滑に行うための措置であり、強制的手段である収用の性格上、達成すべき水準を定量的に示すことは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>土地等の収用、漁業権の取消等に伴い支出された補償金が、課税の特例を受けることにより、当該土地等の収用、漁業権の取消等が円滑に行われることが期待される。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>海岸事業の実施に伴い、土地が必要となった場合、通常は、その事業者が土地所有者や関係人と話し合いを行い、任意で契約を結んで、その土地を取得していることから、実績はない。また、海岸法の規定に基づく漁業権の取消等に伴う補償金の交付の実績もない。</p> <p>また、租特透明化法に基づき把握される情報は、本措置以外の租税特別措置等の適用数等を含んでおり、本措置分のみ適用数等を抽出することができないため、当該情報を用いることができない。</p> <p>本租税特別措置の対象者は、海岸法に基づく海岸保全施設の整備において収用される土地の所有者、取消される漁業権の所有者であり、特定の者に偏るものではない。</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年～平成26年)</p> <p>—(実績はないが、収用等が行われ代替資産を取得した場合は、本措置の適用を受けることにより、国土の保全及び水産業の健全な発展が図られることになる。)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年～平成26年)</p> <p>近年実績はないが、土地等の収用、漁業権の取消等を進める必要が生じたときに本措置により収用等を円滑に進めることができると考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年～平成26年)</p> <p>海岸法に基づく海岸保全施設の整備において、土地等の収用、漁業権の取消等が生じた際に手続きが円滑に行われることにより、当該事業の目的である国土の保全が促進されることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、資産所有者の意思によらない収用により交付を受けた金銭(補償金)に係る特例措置である。また、資産所有者の意思によらない収用を円滑に推進するためには、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	特段なし

		③ 地方公共団体が協力する相当性	特段なし
10	有識者の見解		本措置を継続することが妥当。 (平成27年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、本租税特別措置を継続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年(6月～8月)

